

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案参照条文

目次

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案（平成二十六年法律第 の）（抄）	号）による改正後のも	1
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）		1
○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）		5
○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）		7
○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）		9
○ 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）（抄）		11
○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）		12
○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）		13
○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）		13
○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二 十六年法律第 号）による改正後のも）（抄）		16
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）		17
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）		17
○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（抄）		18
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（抄）		19
○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百五号）（抄）		20
○ 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（抄）		20
○ 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（抄）		22
○ 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）（抄）		22
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）（抄）		22
○ 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六 号）（平成二十四年法律第九十六号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案（平成二十六年法律第 の）（抄）	号）による改正後のも	23

○	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）	（抄）	27	
○	健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第 号）	（抄）	28	
○	国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）	（抄）	29	
○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）	（抄）	29	
○	原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）	（抄）	30	
○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	（抄）	30	
○	国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）	（抄）	30	
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	（抄）	31	
○	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百号）	（抄）	32	
○	独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）	（抄）	32	
○	独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第三百二十二号）	（抄）	33	
○	食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）	（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）	（抄）	35
○	食品表示法（平成二十五年法律第七十号）	（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）	（抄）	35
○	独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第 号）	（抄）	36	
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（抄）	38	
○	最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）	（抄）	39	
○	郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）	（抄）	39	
○	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）	（抄）	40	
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	（抄）	40	
○	電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）	（抄）	42	
○	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）	（抄）	43
○	電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）	（抄）	44	

○	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）	（抄）	44
○	特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）	（抄）	44
○	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）	（抄）	44
○	通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）	（抄）	45
○	放送法（昭和二十五年法律第三十二号）	（抄）	45
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（抄）	46
○	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	（抄）	49
○	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）	（抄）	50
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（抄）	51
○	特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）	（抄）	51
○	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）	（抄）	52
○	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）	（抄）	52
○	行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）	（抄）	53
○	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）	（抄）	54
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第	号）による改正
	後のもの）	（抄）	55
○	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）	（抄）	56
○	独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）	（抄）	58
○	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）	（抄）	59
○	独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）	（抄）	59
○	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）	（抄）	60
○	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）	（抄）	61
○	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第	号）	61
○	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第	号）	62
○	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）	（抄）	63
○	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	（抄）	65

○	判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）	71
○	旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）（抄）	72
○	裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）（抄）	73
○	独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）（抄）	73
○	独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）（抄）	75
○	国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第一百七十七号）（抄）	76
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	77
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）	86
○	財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（抄）	87
○	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）（抄）	88
○	独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）（抄）	88
○	独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）（抄）	90
○	特別会計に関する法律（抄）	93
○	教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）	97
○	特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（抄）	98
○	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）	99
○	文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）	103
○	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）（抄）	104
○	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）（抄）	105
○	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）（抄）	105
○	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）（抄）	106
○	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）（抄）	106
○	独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）（抄）	107
○	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）（抄）	108
○	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（抄）	110

- 独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）（抄） 113112111
- 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）（抄） 113112111
- 独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）（抄） 113112111
- 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）（内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第
号）による改正後のもの）（抄） 113112113
- 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）（抄） 115111511
- 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）（抄） 116111511
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）（抄） 118111611
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（抄） 121112312
- 独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）（抄） 123121111
- 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄） 124121241
- 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（抄） 125121251
- 国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十号）（抄） 126121261
- 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百三十三号）（抄） 133121331
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）（抄） 134131341
- 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百五十五号）（抄） 135131351
- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）（抄） 136131361
- 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄） 139136139
- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律（平成二十年法律第六十
三号）（独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第 号）及び独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正す
る法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄） 140143140
- 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄） 14314140
- 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄） 146141431
- 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改
正後のもの）（抄） 147
- 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後

- のもの) (抄)
- 特定独立行政法人の労働関係に関する法律 (昭和二十三年法律第二百五十七号) (抄)
- 労働組合法 (昭和二十四年法律第七十四号) (抄)
- 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) (抄)
- 中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第六十号) (抄)
- 社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号) (抄)
- 児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) (抄)
- 勤労者財産形成促進法 (昭和四十六年法律第九十二号) (抄)
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和四十七年法律第一百三十三号) (抄)
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 (平成十三年法律第一百二十二号) (抄)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第四十六号) (抄)
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三年法律第七十六号) (抄)
- 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 (平成五年法律第三十八号) (抄)
- 厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号) (抄)
- 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法 (平成十一年法律第八十一号) (抄)
- 健康増進法 (平成十四年法律第三百三十三号) (独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第
による改正後のもの) (抄)) (号)
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法 (平成十四年法律第六十五号) (抄)
- 独立行政法人福祉医療機構法 (平成十四年法律第六十六号) (抄)
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 (平成十四年法律第六十七号) (抄)
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構法 (平成十四年法律第六十九号) (抄)
- 独立行政法人労働者健康福祉機構法 (平成十四年法律第七十一号) (抄)
- 独立行政法人国立病院機構法 (平成十四年法律第九十一号) (抄)
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成十四年法律第九十二号) (抄)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成十五年法律第一百十号) (抄)
- 年金積立金管理運用独立行政法人法 (平成十六年法律第一百五十五号) (抄)

- 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）
- 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）
- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）
- がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）（抄）
- 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）
- 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（抄）
- 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（抄）
- 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）（抄）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）（抄）
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）による改正後のもの）（抄）
- がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）（抄）
- 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）
- 森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）
- 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）（抄）
- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十四号）による改正後のもの）（抄）
- 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（抄）
- 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）（抄）
- 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）（抄）

○	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百二十二号）（抄）	200199
○	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）	200199
○	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）	200199
○	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）（抄）	201200
○	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）（抄）	203201
○	独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）（抄）	203201
○	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）（抄）	204203
○	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）（抄）	204203
○	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）（抄）	206204
○	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）（抄）	207206
○	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）（抄）	208207
○	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）	209
○	独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）（抄）	13209
○	独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）（抄）	14213
○	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）（抄）	15214
○	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）（抄）	16215
○	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）（抄）	217216
○	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）	219
○	国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）（抄）	20219
○	森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）	219
○	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（抄）	1220219
○	電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（抄）	22221

- 計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）
- 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）
- 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）（抄）
- 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）（抄）
- 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）（抄）
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）
- 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（抄）
- 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）（抄）
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）（抄）
- 独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）（抄）
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四十四号）（抄）
- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（抄）
- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）（抄）
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）（抄）
- 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）（抄）
- 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）（抄）
- 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）
- 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）
- 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）
- 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（抄）
- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（抄）
- 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）
- 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五十五号）（抄）
- 独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六十六号）（抄）
- 独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七十七号）（抄）

- 独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）（抄）
- 独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）（抄）
- 独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）（抄）
- 独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）（抄）
- 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）（抄）
- 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）（抄）
- 自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）（抄）
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）
- 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）（抄）
- 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（抄）
- 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）（抄）
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（平成十四年法律第八十四号）（抄）
- 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）（抄）
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第一百号）（道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第...号）による改正後のもの）（抄）
- 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）
- 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）（抄）
- 環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）（抄）
- 独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）（抄）
- 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）
- 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十九号）
- 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）
- 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）
- 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）
- 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（抄）

○	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）	（抄）	269
○	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）	（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第	
	よる改正後のもの）（抄）	号）に	

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

第十二条（略）

②（略）

一〇七（略）

八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務

九〇十四（略）

③・④（略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条（略）

②（略）

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一〇十六（略）

十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員

④・⑦（略）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第六六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくは

はその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役員であつた者に
関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、
当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 （略）

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項
において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人
の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三 （略）

③・④ （略）

（在職中の求職の規制）

第百六条の三 （略）

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 （略）

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに
準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府
県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三・四 （略）

③～⑤ （略）

（再就職者による依頼等の規制）

第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き
退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年
間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県
と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対し
て行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて

離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

② (略)

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下「局長等としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④ 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、特定独立行政法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 (略)

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、特定独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五・六 (略)

⑥⑧ (略)

⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独

立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

（内閣総理大臣への届出）

第百六条の二十四 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二 四 （略）

② （略）

（再就職後の公表）

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 四 （略）

（職員団体のための職員の行為の制限）

第百八条の六 （略）

② （略）

③ 第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

④ ⑤ ⑥ （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十六 （略）

十七 在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この号において「行政機関等」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等

(再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十八 第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

一・二 (略)

三 前号(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないうちに要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号(同項において準用する場合を含む。)の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号) (抄)

第十一条の七 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者(以下「特定独立行政法人職員等」という。)であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第十一条の八 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者、特定独立行政法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4・5 (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～9 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

第十四条 (略)

2 検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 (略)

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）

（実施機関）

第三条 内閣総理大臣及び実施機関（政令で定める国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）をいう。以下同じ。）は、この法律及び政令で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。

2 4 (略)

（平均給与額）

第四条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

一 四 (略)

五 国（職員が特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務すること

ができなかつた日

六 (略)

4・5 (略)

(損害賠償との調整等)

第五条 国(職員が特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下同じ。)が国家賠償法(昭和二十二年法律第二百五号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、この法律による補償を行つたときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 (略)

(報告、出頭等)

第二十六条 (略)

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)による旅費(実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合にあつては、当該特定独立行政法人が支給する旅費)を受けすることができる。

附 則

1 5 21 (略)

(旧郵政被災職員に係る補償の実施等)

22 当分の間、旧郵政被災職員に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)	日本郵政株式会社
第四条第三項第五号	特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独

	<p>特定独立行政法人に</p>	<p>立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人、職員が郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）に在職していた期間にあつては旧公社</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>当該特定独立行政法人。以下</p>	<p>旧公社に 日本郵政株式会社。以下この条及び次条において</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第二十六条第二項</p>	<p>旅費（実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合にあつては、当該特定独立行政法人が支給する旅費）</p>	<p>旅費</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（適用範囲）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 （略）

（勤続期間の計算）

第七条 （略）

2・3 （略）

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。

5〜8 （略）

（公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算）

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいたる在職期間とみなす。

2〜4 （略）

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長並びにこれらの委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げ

るものを行うことができる。

一・二 (略)

2 5 10 (略)

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一・二 (略)

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

6 5 15 (略)

○ 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）（抄）

附 則

(他の法令による給付との調整)

第八条 傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡

について人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第四十五条の規定による改正後の国家公務員災害補償法（以下「改正後の法」という。）の規定にかかわらず、改正後の法の規定（第十七条の八を除く。）による年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同一の事由により労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の年金たる保険給付と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の年金たる保険給付の額の算定に用いられる率を考慮して人事院規則で定める率を乗じて得た額（その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額）とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 休業補償の額は、同一の事由について前項の人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、改正後の法の規定にかかわらず、改正後の法の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に依り、同項の人事院規則で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額）とする。

第九条 改正後の法の規定による障害補償を受ける者についての恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条ノ二の規定の適用については、同条第五項中「給付ノ金額」とあるのは「給付ノ金額（国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハソノ年額ニ六ヲ乗ジテ得タル額）」と、恩給法第五十八条ノ五の規定の適用については、同条本文中「国家公務員災害補償法第十三条若ハ」とあるのは「国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ」と、同条ただし書中「当該補償又ハ」とあるのは「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」と、恩給法第六十五条ノ二の規定の適用については、同条第二項中「該当スルモノノ金額」とあるのは「該当スルモノノ金額（国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハソノ金額ニ六ヲ乗ジテ得タル額）」とする。

2 改正後の法の規定による遺族補償年金を受ける者についての恩給法第七十九条ノ三の規定の適用については、同条本文中「国家公務員災害補償法第十五条若ハ」とあるのは「国家公務員災害補償法第十五条ノ規定ニ依ル遺族補償年金ヲ受クル者ナルトキハ当該補償年金ヲ受クル間」と、同条ただし書中「当該補償又ハ」とあるのは「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」とする。

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）

（年次休暇）

第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に

掲げる日数とする。

一・二 (略)

三 当該年の前年において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者（以下この号において「特定独立行政法人職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 特定独立行政法人職員等としての在職期間及びその在職期間における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

2・3 (略)

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。

イ〜ハ (略)

二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（独立行政法人大学入試センターを除く。）

二・三 (略)

○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（抄）

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一〜四 (略)

5 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの

3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一〜三 (略)

4 特定独立行政法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの

4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一・二 (略)

三 特定独立行政法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの

5・6 (略)

7 特定独立行政法人の長は、第二項第五号、第三項第四号又は第四項第三号の規定により当該特定独立行政法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めるときは、その範囲を公表しなければならない。

第五条 (略)

2・3 (略)

4 特定独立行政法人の長は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該特定独立行政法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。

5 特定独立行政法人の長は、前項の規則を定めたときは、これを主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

6 (略)

(贈与等の報告)

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、

当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一、四（略）

2（略）

第三十九条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院並びに各特定独立行政法人（以下「行政機関等」という。）に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2（略）

（特定独立行政法人の職員に関する特例）

第四十一条 第四章の規定は、特定独立行政法人の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。

2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条二号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは「第三条第二項から第四項まで（職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは「第十七条（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものを除く。）」と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四条第二項（国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものを除く。）」と、「第百条第四項」とあるのは「第百条第四項（第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」とする。

（特殊法人等の講ずる施策等）

第四十二条 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて特定独立行政法人以外のものその他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、特殊

法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにならなければならない。

2・3 (略)

(地方公共団体等の講ずる施策)

第四十三条 地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

(交流基準)

第五条 任命権者その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準（以下「交流基準」という。）に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

一 国の機関に置かれる部局等又は独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三条第三項及び第二十条において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

二 国又は特定独立行政法人と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

三 (略)

2・3 (略)

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関及び特定独立行政法人に対してする申請（行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。）に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事公正委員会規則で定める業務に従事してはならない。

2・5 (略)

(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同法第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)(抄)

(職員の派遣の要請)

第五百十一条 地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項の特定独立行政法人をいう。)をいう。以下この項及び第百五十三条において同じ。)に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2・3 (略)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

(職員の派遣の要請)

第四十二条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）をいう。以下この項及び次条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2・3 (略)

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）（抄）

（役員任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（中期計画の記載事項）

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 機構の中期計画に関する通則法第三十条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生

命保険管理機構法第十四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に」と、
「六 剰余金の使途
七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とあるの

は「六 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十五条 (略)

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 機構については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

第二十六条 (略)

2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)

第二十七条 (略)

2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(関係大臣との協議)

第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 四 (略)

五 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による認可をしようとするとき 財務大臣

六 (略)

(主務大臣等)

第三十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十七年法律第百二号) (抄)

附則

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七条 (略)

2 4 (略)

5 旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の労働関係に関する法律 (以下この項において「特労法」という。) 第二条第二号の職員のうち旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する国家公

務員倫理法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）（抄）

附 則

（経過措置）

第二条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）となったものその他の法人で政令で定めるものを含む。）及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「国営企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。

○ 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（抄）

（留学費用の償還）

第三条（略）

2（略）

3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一・二 (略)

三 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間
四〇六 (略)

(特定独立行政法人の講ずべき措置)

第九条 留学に相当する研修を実施する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人は、第三条から第六条までに規定する措置に準じて、その職員で当該研修を命ぜられたものが第三条第一項各号に掲げる期間に相当する期間内に離職した場合に、その者に、当該研修の実施のために要する留学費用に相当する費用の全部又は一部を償還させるために必要な措置を講じなければならない。

(裁判所職員への準用)

第十条 第二条から第六条まで(第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。)の規定は、裁判所職員(国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三条第三項第三号	(略)	期間又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間	期間
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第号）による改正後のもの）（抄）

第八条（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）
（略）

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の内閣総理大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。

○ 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）（抄）

（配偶者同行休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）

第九条（略）

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）

附 則

(特定独立行政法人の役員への準用)

第十条 附則第四条(第三項及び第七項を除く。)、第五条から第七条まで、前条(第三項を除く。)及び附則第十二条の規定は、特定独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)又は役員であった者について準用する。この場合において、附則第四条第二項及び第六項中「前項」とあるのは「附則第十条において準用する前項」と、同条第二項中「次に掲げる職員は、同項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となつた場合には、その時点で離職したものとみなす」とあるのは「常勤の役員が非常勤の役員となつた場合には離職したものとみなすものとし、次に掲げる職員としての在職は、役員の離職前の在職に該当しないものとする」と、同条第四項、第五項、第八項及び第九項中「第一項の」とあるのは「附則第十条において準用する第一項の」と、同条第四項中「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第五項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「任命権者」と、「離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあるのは「当該役員の任命権者又はこれに相当する役員の任命権者」と、附則第五条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十条において準用する前条第一項」と、同項、附則第七条及び第十二条第一項中「第一項の」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の」と、附則第七条中「同条第一号」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項の規定による改正後の国家公務員法第百十二条第一号」と、同条第一号中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、前条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「第三条の規定による改正前の独立行政法人通則法」と、同項及び同条第二項中「第百三条第三項」とあるのは「第五十四条第四項ただし書」と、「承認(同条第二項の規定に係るものに限る。)」とあるのは「承認」と、「附則第四条第五項」とあるのは「附則第十条において準用する附則第四条第五項」と、附則第十二条第二項中「国家公務員法」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)
(国家公務員法等の一部を改正する法律案(平成二十六年法律第 号)による改正後のもの)(抄)

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

(略)

第九十九条第一項を次のように改める。

組合の給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第四項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む。)
(及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。))を含み、第四項(同項第二号を除く。))の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 (略)

三 退職等年金給付に要する費用(退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。))を含む。次項第三号において同じ。)については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる同号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額(第一百二条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。))と地方公務員等共済組合法第一百三十一条第三号に規定する地方の積立基準額(第一百二条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。))との合計額と、退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金(同法第二十四条の二(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。第一百二条の三第一項第四号において同じ。)の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるようにすること。

附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項の項を次のように改める。

第九十九条第一項第一号及び第二号	特定独立行政法人の負担に係るもの	特定独立行政法人の負担に係るもの並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るもの
------------------	------------------	---

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第十八条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十四条に次の一項を加える。

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第七条第三項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。)の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業及び国」と、「第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「及び同条第五項」と、「(同条第五項)とあるのは「(同項)と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業及び国」とする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第十九条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十四条第四項中「国が」の下に「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）」とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

（判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律の一部改正）

第二十条 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

（略）

第八条に次の一項を加える。

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与とし

て政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、「特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項」とあるのは「（同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」とする。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）（抄）

第十七条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

（略）

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制

（他の隊員についての依頼等の規制）

第六十五条の二 隊員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若

しくは依頼してはならない。

254 (略)

(略)

(防衛大臣への届出等)

第六十五条の十一 (略)

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員(以下「管理職隊員」という。)であつた者(退職手当算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(第一項の規定による届出をした場合を除く。)には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二5四 (略)

456 (略)

(略)

○ 健康・医療戦略推進法(平成二十六年法律第 号)(抄)

(独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割)

第十九条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。

(所掌事務)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一5三 (略)

四 独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第

号)第八条又は第二十条の規定により意見を述べること。

五・六 (略)

○ 国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）（抄）

（配偶者同行休業をした国会職員についての国家公務員退職手当法の特例）

第九条 (略)

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二十三条 (略)

②④ (略)

⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買う場合に限る。

一～四 (略)

五 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）

六～十三 (略)

⑥ (略)

○ 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）（抄）

（独立行政法人日本原子力研究開発機構）

第七条 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等は、第二条に規定する基本方針に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構において行うものとする。

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（職員の派遣の要請）

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2・3 （略）

○ 国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）（抄）

（特定独立行政法人）

第五条 国立公文書館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（役員の任期）

第十条 館長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十二条 国立公文書館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)
(主務大臣等)

第十三条 国立公文書館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

(設置)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
(略)	(略)

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）
（略）	（略）

○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百号）（抄）

（職員に係る懲戒事由の調査）

第五条 各省各庁の長等は、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号））第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号））第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、特定独立行政法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合（当該職員の任命権を委任した場合を含む。）は、当該職員の任命権を有する者（当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。）に対し、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。

2 ～ 4 （略）

○ 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（抄）

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。
第四十三条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第四十五条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。

○ 独立行政法人北方領土問題対策協会法 (平成十四年法律第三百三十二号) (抄)

目次

第一章〜第四章 (略)

第五章 雑則 (第十五条―第十九条)

第六章 罰則 (第二十条)

附則

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十条 (略)

2・4 (略)

5 評議員は、協会の業務に関し学識経験を有する者及び北方地域旧漁業権者等のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十三条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、

財務大臣に協議しなければならない。

3 (略)

4 貸付業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5・6 (略)

(長期借入金)

第十四条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣府及び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第十六条 (略)

2 協会に係る通則法における主務省は、内閣府とする。

3 (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第十七条 貸付業務に係る通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十条第四項、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

第十八条 削除

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十九条 (略)

第六章 罰則

第二十条 (略)

○ 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

（緊急時の要請等）

第二十七条（略）

2（略）

3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十九条第一項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十八条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第十三条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十五条第一項の規定による要請をすることができる。

○ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

（立入検査等）

第八条（略）

2～6（略）

7 内閣総理大臣は、第一項の規定により収去した食品の試験に関する事務については食品衛生法第四条第九項に規定する登録検査機関に、当該事務のうち食品の栄養成分の量又は熱量に係るものについては独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所にそれぞれ委託することができる。

8・9（略）

附 則

（独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正）

第十二条の二 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。
（略）

○ 独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第 号）（抄）

独立行政法人日本医療研究開発機構法

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人日本医療研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本医療研究開発機構とする。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下この条において単に「研究機関」という。）の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。

（役員の内任）

第十条 理事長の内任は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（次項及び第十七条第一項において「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標が変更された場合において、中期目標の期間が変更されたときは、

理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

第十三条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第 号）第十二条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第 号）第十一条及び第十二条」とする。

（積立金の処分）

第十七条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十八条 （略）

2 （略）

3 機構に係る通則法における主務省は、内閣府とする。

4 （略）

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取）

第十九条 前条第一項における通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項、第四十六条の二第五項及び第四十八条第二項並びに第六十二条において準用する通則法第五十三条の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独

立行政法人評価委員会」とする。

2 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

（中期目標等に関する健康・医療戦略推進本部の関与）

第二十条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

2 主務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たっては、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

附 則

（独立行政法人医薬基盤研究所の権利義務の承継等）

第三条 機構の成立の際、附則第八条の規定による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一号ロ及び第三号に掲げる業務に関し、現に独立行政法人医薬基盤研究所（次項及び第四項において「基盤研」という。）が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が基盤研の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 （略）

4 基盤研は、第一項の規定により機構が基盤研の権利及び義務を承継したときは、第二項の規定により機構に対し出資されたものとされた額に対応する額として厚生労働大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第七十四条の四 （略）

②③④ （略）

⑤ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員

二 （略）

⑥ （略）

○ 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）（抄）

第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に関し国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。

② 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

（義務）

第六十三条 （略）

2 郵便認証司は、国家機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体

の機関若しくは地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

○ 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（抄）

（政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限）

第二十二条の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

一～六 （略）

2 何人も、前項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し、同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。

第二十六条の四 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）

○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（公務員の立候補制限）

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。）は、この限りでない。

一（五）（略）

2 （略）

3 第一項本文の規定は、同項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる者並びに前項に規定する者がその職に伴い兼ねている国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員たる地位に影響を及ぼすものではない。（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

二 （略）

2 （略）

（職権濫用による選挙の自由妨害罪）

第二百二十六条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追隨し、その居宅若しくは選挙事務所に入り等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（公務員等の選挙運動等の制限違反）

第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員（公職

にある者を除く。)であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者とならうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

四 その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役員をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2 (略)

(公務員等の選挙犯罪による当選無効)

第二百五十一条の四 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役員(公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。)であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者(選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。)となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙(その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。)において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行つた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十四条の二、第二百五条、第二百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は無効とする。

一・二 (略)

三 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役員で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

2 (略)

○ 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)(抄)

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号）のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正（以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。）を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）又は第二百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正

ロ〜ニ (略)

三・四 (略)

5・6 (略)

○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

（登録の基準）

第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 別表第三に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正（以下この号において「較正等」という。）を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して技術基準適合認定を行うものであること。

イ 独立行政法人情報通信研究機構（ハにおいて「機構」という。）又は電波法第二百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正

ロ〜ニ (略)

三 (略)

○ 電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）（抄）

（機構による施設整備事業の推進）

第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

○ 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）（抄）

（機構による通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進）

第四条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

○ 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施並びにその成果の普及の業務を行わせるための措置を講ずることにより、特定公共電気通信システムの開発の促進を図り、もって高度情報通信社会の構築に資することを目的とする。

○ 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）（抄）

(機構による高度テレビジョン放送施設整備事業の推進)

第六条 独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

○ 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律(平成十三年法律第四十四号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役割の普及を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。

○ 放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)(放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正後のもの)(抄)

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第二十二条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び第四百四十二条第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の

認可)、第二十条第九項(実施基準の認可)、同条第十四項(任意的業務の認可)、第二十二條(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四條第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五條第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六條第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一條第一項(収支予算等の認可)、第八十五條第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六條第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九條第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三條第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六條第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七條第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百六條の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第二百二十條(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第四百四十一條(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第五百五十六條第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五百五十九條第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第六百六十七條第一項(セクターの指定)の規定による処分

三〇五 (略)

2 (略)

○ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)

(用途による不動産取得税の非課税)

第七十三條の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本放送協会、土地改良区、土地改良区連合、独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人理化学研究所が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

二〇七 (略)

十八 独立行政法人科学技術振興機構が独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第五十八号)第十八條第一号、第三号(同条第一号に係る部分に限る。)、第六号イ又は第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

一九〇二十五 (略)

二十六 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

二十七 独立行政法人海洋研究開発機構が独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

二十八～三十一 （略）

三十二 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十三 独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十一条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十四 独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十五～三十六 （略）

三十七 独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

2・3 （略）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 （略）

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

一～三十五 （略）

三十六 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号に規定する業務の用に供する固定資産並びに独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項の規定により承継し、かつ、直接農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十七 独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法第十一条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十八 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十九 独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十～四十二 (略)

四十三 独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

3～10 (略)

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三 (略)

2～10 (略)

11 独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第十七条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備で政令で定めるもの及び当該設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

12～15 (略)

16 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

17 独立行政法人海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人海洋研究開発機構法第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準

準となるべき価格の三分の二の額とする。

18～20 (略)

21 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）第十五条第一項第一号若しくは第二号又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十一条第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

22 独立行政法人科学技術振興機構が所有し、かつ、直接独立行政法人科学技術振興機構法第十八条第一号、第三号（同条第一号に係る部分に限る。）、第六号イ又は第八号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

23 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地（第三百四十八条第二項第三十六号に掲げる土地を除く。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（当該土地のうちほ場の用に供するものにあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一）の額とする。

24～29 (略)

○ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

（資格）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。

一～五 (略)

六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当

当した期間が通算して二十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第九十条に規定する者にあつては十七年以上）になる者

（欠格事由）

第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

一～四 （略）

五 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

六～八 （略）

○ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）（抄）

（経過措置に伴う費用の負担）

第九十六条 （略）

2 （略）

3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合（

市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会に払い込むものとする。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一〇七十四（略）	（略）
八十五 独立行政法人産業技術総合研究所又は日本電気計器検定所	（略）
八十六〇百二十二（略）	（略）

○ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「通信・放送事業分野」とは、独立行政法人情報通信研究機構法第二条第二号に規定する通信・放送事業分野をいう。

2〇4（略）

（機構による特定通信・放送開発事業の推進）

第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇五 (略)

2・3 (略)

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条第一項に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二〇六 (略)

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二～四 (略)

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 (略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三〇七 (略)

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

（保有個人情報の開示義務）

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 (略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三〇五 (略)

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

目次

第一章・第二章（略）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節（略）

第二節 審議会等

第一款 設置（第八条）

第二款の二 退職手当・恩給審査会（第八条の二）

第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条）

第三款・第四款（略）

第五款 電波監理審議会（第二十条）

第六款 独立行政法人評価委員会（第二十一条）

第三節・第四節（略）

第四章（略）

附則

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十八（略）

十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務（第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。）

ロ〜二（略）

二十（略）

二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。

二十二～九十九 (略)

第八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国地方係争処理委員会

電気通信紛争処理委員会

電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

第六款 独立行政法人評価委員会

第二十一条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

○ 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（抄）

独立行政法人情報通信研究法

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人情報通信研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報通信研究機構とする。

（機構の目的）

第四条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報の電磁的流通（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四号第六十三号に規定する情報の電磁的流通をいう。第十四条第一項において同じ。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

(役員任期)

第十一条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十七条 機構は、債務保証勘定及び一般勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣（債務保証勘定については総務大臣及び財務大臣）の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣（債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣）は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会（債務保証勘定に係る承認については総務省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会）の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 5 7 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、第十四条第一項第九号並びに同条第二項第三号（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四号第一号に係る部分に限る。）、第四号（通信・放送開発法第六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第五号（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）、第四号（通信・放送開発法第六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第五号（障害者利用円滑化法第七条項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(主務大臣等)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 機構に係る通則法における主務省は、総務省とする。

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣（主務大臣が国家公安委員会であるときは、内閣総理大臣）の発する命令とする。
（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第二十三条 前条第一項第六号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 財務省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第六号に掲げる業務に関し、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

○ 独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（抄）

（特定独立行政法人）

第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（役員の任期）

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（緊急の必要がある場合の総務大臣の要求）

第十一条 総務大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、関係行政機関の要請に応じ緊急に統計を作成することが必要であると認めるときは、センターに対し、前条第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 センターは、総務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（積立金の処分）

第十三条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の

認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

第六十条 (略)

2～4 (略)

5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員

二 (略)

6 (略)

○ 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）（抄）

附 則

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に従前の機構を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）

(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)

第百三条 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。第百十一条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第百十一条において同じ。）の役員若しくは職員又は公職選挙法第百三十六条の二第一項第二号に規定する公庫の役職員は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

2 (略)

(職権濫用による国民投票の自由妨害罪)

第百十一条 国民投票に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなくして国民投票運動をする者に追従し、その居室に立ち入る等その職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理

者、開票管理者又は国民投票分会会長若しくは国民投票長が、投票人に対し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）（抄）

附則

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 機構が附則第三条第一項の規定により行う旧法第六条第二号の助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務（以下「利子助成継続業務」という。）が終了するまでの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人情報通信研究機構法附則第九条第二項に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。

2 この法律の施行の際現に機構が管理している前条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法附則第十五条に規定する高度電気通信施設整備促進基金（利子助成継続業務に必要な経費に充てる金額に係る部分に限る。）については、利子助成継続業務が終了するまでの間、同条の規定はなおその効力を有する。

○ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）（抄）

（地方公務員法の一部改正）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 退職管理

（再就職者による依頼等の規制）

第三十八条の二 職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五十年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

258 (略)

(略)

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号）（抄）

（総務省設置法の一部改正）

第五十七条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

「第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条）」 「第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条）」
を
に改める。

「行政不服審査会
第二款の二 行政不服審査会（第十七条の二）」

第八条第二項中「国地方係争処理委員会」を
に改める。

国地方係争処理委員会

第三章第二節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二 行政不服審査会

第十七条の二 行政不服審査会については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正）

第二百二十七条 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（旧独立行政法人緑資源機構法の一部改正）

第二百十一条 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第七条第三項及び第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

（略）

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する

職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。

3 （略）

（国家公務員共済組合法の特例）

第八条 （略）

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「同条第四項」と、「（同条第四項）」とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 （略）

第十四条 （略）

2・3 （略）

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第

七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項）」とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

5 (略)

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

目次

第一章・第二章（略）

第三章 日本司法支援センター

第一節（略）

第二節 組織

第一款 役員及び職員（第二十二条―第二十八条）

第二款（略）

第三節 業務運営

第一款（略）

第二款 中期目標等（第四十条―第四十二条）

第四節 財務及び会計（第四十三条―第四十七条）

第五節（略）

第四章（略）

附則

（役員の職務及び権限）

第二十三条（略）

2 (略)

3 監事は、支援センターの業務を監査する。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(役員の任命)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(役員の任期)

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第二十二条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は検察官となったときも、同様とする。

2 (略)

(審査委員会)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第二十五条第一項ただし書及び第二項、第二十六条第二項並びに前二条の規定は、委員について準用する。
5 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 四 (略)

3 六 (略)

(中期目標)

第四十条 (略)

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 業務運営の効率化に関する事項

四 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

五・六 (略)

3・4 (略)

(中期計画)

第四十一条 (略)

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

四・五 (略)

六 不要財産(準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。)又は不要財産となることが見込まれる

財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

七 九 (略)

3 六 (略)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第四十二条 法務大臣は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織

及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2・3 (略)

4 準用通則法第三十二条第三項に規定する審議会は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。

5 (略)

(財務諸表等)

第四十四条 (略)

2 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

3 (略)

4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条並びに第六十三条から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)」とあり、及び「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	(略)	読み替える字句
第三条第三項	(略)	(略)

<p>第十六条</p>	<p>第二十四条から第二十六条まで</p>	<p>第三十一条第一項</p>		<p>(略)</p>	<p>第三十三条</p>	<p>第三十九条</p>	<p>第四十二条</p>	<p>第四十六条の二第一項ただし書</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>中期目標の期間</p>	<p>独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）</p>	<p>第三十八条第一項</p>	<p>中期計画</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）</p>	<p>(略)</p>	<p>総合法律支援法第四十条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間（同項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）</p>	<p>日本司法支援センター</p>	<p>総合法律支援法第四十四条第一項</p>	<p>総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画（以下単に「中期計画」という。）</p>

(財務大臣との協議)

第六十五条第一項	この法律、個別法	総合法律支援法
第六十四条第一項	(略)	総合法律支援法
第五十二条第三項	実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の 人件費の見積り	実績
(略)	(略)	(略)
第四十八条第一項ただし書	第三十条第二項第五号	総合法律支援法第四十一条第二項第七号
第四十六条の三第三項及び第五項	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産
第四十六条の三第一項ただし書	第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号
	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産
第四十六条の三第一項	政府以外の者	地方公共団体
第四十六条の二第二項ただし書	第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号
	第三十条第二項第四号の二	同法第四十一条第二項第六号
		う。)

第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは第四十八条第一項の認可をしようとするとき。

二 四 (略)

(他の法令の準用)

第五十条 知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)その他の政令で定める法令については、政令に定めるところにより、支援センターを国又は独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

七 (略)

八 準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九 (略)

十 準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号) (抄)

(国家公務員共済組合法の特例)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、「特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項」とあるのは「（同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」とする。
（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第十条 (略)

2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等とみなす。

○ 旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）（抄）

附則

（この法律の失効）

第三条 (略)

2 この法律の失効前に支援センターが東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第四十九条第一号の項及び第五十四条第一号の項に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 (略)

○ 裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）（抄）

（配偶者同行休業をした裁判官についての国家公務員退職手当法の特例）

第七条（略）

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

○ 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）（抄）

（役員の内期）

第九条 理事長及び副理事長の内期は四年とし、理事及び監事の内期は二年とする。

（中期計画の記載事項）

第十六条 機構の通則法第三十条第一項に規定する中期計画に関する同条第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項（有償資金協力業務については、第三号及び第六号に掲げる事項を除く。）」とする。

（有償資金協力業務に係る財務諸表等）

第二十八条 機構は、有償資金協力業務に係る財産目録及び貸借対照表（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第三十条第一項において同じ。）を含む。）を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、有償資金協力業務に係る損益計算書（当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならない。

2 機構は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 5 （略）

第三十条 機構は、有償資金協力業務に係る決算完結後、有償資金協力業務に係る予算の区分に従い、毎事業年度の有償資金協力業務に係る決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第二十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た有償資金協力業務に係る財務諸表を添え、遅滞なく、主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 3 （略）

4 機構は、第一項の規定による有償資金協力業務に係る決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 6 （略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第三十一条 （略）

2 外務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、一般勘定に係る納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

5 6 （略）

7 第五項の準備金は、有償資金協力勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

8 機構は、第五項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

9 (略)

10 前項に定めるもののほか、第八項の規定による有償資金協力勘定に係る納付金の納付の手續その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

11 (略)

(有償資金協力勘定における借入金等の限度額)

第三十三条 有償資金協力勘定における通則法第四十五条第一項の規定による短期借入金の現在額、前条第一項の規定による長期借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第五条に規定する資本金のうち有償資金協力勘定に区分された額及び第三十一条第五項に規定する準備金の額の合計額の三倍に相当する額を超えてはならない。

2 (略)

(協議)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 外務大臣は、第十三条第一項第二号イの業務に関し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項（役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務（次条第一項において「管理業務」という。）に関するものを除く。）について関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき 同条第二項第一号、第二号及び第七号に掲げる事項

(主務大臣等)

第四十三条 (略)

2 機構に係る通則法における主務省は、外務省とする。

3 (略)

○ 独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）（抄）

(役員の任期)

第九条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十四条 (略)

2 外務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(運用資金の運用)

第十六条 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、運用資金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(主務大臣等)

第十九条 基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ外務大臣、外務省及び外務省令とする。

○ 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 職員 次に掲げる者をいう。

イ (略)

ロ 独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者(法令の規定に

より休業が認められた者その他政令で定める者を含む。）

三〇五（略）

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（目的）

第一条（略）

2 国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

（設立及び業務）

第三条 各省各庁ごとに、その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。

一（略）

二 厚生労働省 国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構に属する職員

三（略）

三〇五（略）

（管理）

第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第一百二条を除き、林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。

2（略）

（職員及び施設の提供）

第十二条 各省各庁の長又は特定独立行政法人の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国に使用される者又は

特定独立行政法人に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

2 (略)

(組合員の資格の得喪)

第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合(第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合)の組合員の資格を取得する。

2・3 (略)

(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第三項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

- 一 短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む。))及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。)を含み、第三項(第二号を除く。)の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 (略)

- 三 長期給付に要する費用(基礎年金拠出金の納付に要する費用(第三項(第一号を除く。))の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。))及び長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係る事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。)を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。)については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百三十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金(以下この号において「国の積立金」という。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百三十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金(以下この号において「地方の積立金」と総称する。))

）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

2
（略）

3 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第百二条第三項において「国等」という。）は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二
（略）

4
（略）

5 専従職員（国家公務員法第百八条の二の職員団体又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下「労働組合」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（特定独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

7 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

（負担金）

第百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同条第四項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。)に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

(船員組合員についての負担金の特例)

第二百二十二条 国又は特定独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第二百五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(第四項において「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを受けない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(同項において「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二十二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）

第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

（短期給付に係る財政調整事業）

第十四条の三 （略）

2 〵 4 （略）

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは職員団体、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6 〵 10

（郵政会社等の役員員の取扱い）

第二十条の三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)	(略)
第八條第一項	(略)	特定独立行政法人の職員	特定独立行政法人の職員又は郵政会社等の所属の職員
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十七條第一項	特定独立行政法人	特定独立行政法人又は郵政会社等	特定独立行政法人、郵政会社等
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十九條第三項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	
(略)	(略)	(略)	(略)
第二百二條第一項及び第四項	特定独立行政法人	特定独立行政法人、郵政会社等	

(略)	第二百二十二条	(略)	又は特定独立行政法人	(略)
(略)		(略)		(略)
(略)		(略)	、特定独立行政法人又は郵政会社等（附則第二十条の八第一項に規定する適用法人を含む。第二百二十六条の五第二項及び附則第十四条の三第五項において同じ。）	(略)

別表第三（第二百二十四条の三関係）

名称	根拠法
(略)	(略)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三三号）
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）
(略)	(略)
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）

(略)	独立行政法人種苗管理センター	(略)	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）
(略)	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	(略)	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）		
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）		
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）		
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）		
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）		
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）		
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）		
(略)	(略)	(略)	(略)

独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
独立行政法人港湾空港技術研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
独立行政法人電子航法研究所	独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
（略）	（略）
独立行政法人国立環境研究所	独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）
（略）	（略）
独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
独立行政法人国立循環器病研究センター	
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	
独立行政法人国立国際医療研究センター	
独立行政法人国立成育医療研究センター	
独立行政法人国立長寿医療研究センター	

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
<p>（略）</p> <p>独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第七号まで（業務の範囲）の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務に関する文書</p>	<p>（略）</p> <p>独立行政法人情報通信研究機構</p>
<p>（略）</p> <p>独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第九号（業務の範囲等）の業務に関する文書</p> <p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号（業務の範囲）の業務に関する文書</p>	<p>（略）</p> <p>独立行政法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第三号（業務の範囲）の業務に関する文書</p>	<p>独立行政法人海洋研究開発機構</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

○ 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（抄）

目次

第一章・第二章（略）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節（略）

第二節 審議会等（第六条―第八条の二）

第三節・第四節（略）

第四章・第五章（略）

附則

（設置）

第六条（略）

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより財務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、独立行政法人評価委員会とする。

（独立行政法人評価委員会）

第八条の二 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

○ 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）（抄）

（役員の任期）

第八条 役員の任期は、二年とする。

（積立金の処分）

第十三条 （略）

2 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣等）

第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

○ 独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）（抄）

（特定独立行政法人）

第四条 造幣局は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（役員の任期）

第九条 役員の任期は、二年とする。

（通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認）

第十三条 造幣局は、貨幣の偽造を防止するための製造の方法に関する技術（以下「偽造防止技術」という。）に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第七号の業務（同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第十九条第一項において同じ。）の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(積立金の処分)

第十五条 造幣局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項において「整理」という。）を行った後、同条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間（以下この項及び次項において「当該期間」という。）の直前の中期目標の期間（次号において「前期間」という。）の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金がなかったとき 当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあつてはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき その超える額に相当する金額

2 造幣局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 造幣局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人造幣局債券）
第十六条 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人造幣局債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
4 5 7 (略)

(償還計画)

第十七条 (略)

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)

第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たつては、貨幣の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣の要請)

第十九条 財務大臣は、貨幣の偽造に対処するため必要があると認めるときその他貨幣の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第三号及び第七号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 造幣局は、前項の規定による財務大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十条 造幣局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした造幣局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

○ 独立行政法人国立印刷局法 (平成十四年法律第四十一号) (抄)

(特定独立行政法人)

第四条 印刷局は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(役員の任期)

第九条 役員の任期は、二年とする。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十四条第一項第一号及び第六号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第二十条第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(積立金の処分)

第十五条 印刷局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行った後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金がなかったとき 当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があつた場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額(当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあつてはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額)に相当する金額を超過するとき その超過する額に相当する金額

2 印刷局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 印刷局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券)

第十六条 (略)

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4〜7 (略)

(償還計画)

第十七条 (略)

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(日本銀行からの意見の聴取)

第十八条 財務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定めるに当たっては、第十一条第一項第一号の業務に関する事項について、あらかじめ、日本銀行の意見を聴くものとする。

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)

第十九条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たっては、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請)

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

3 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした印刷局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（目的）

第八十五条 (略)

2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付

ハト (略)

三 (略)

3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限る、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

ロ (略)

ハ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第一号の規定に基づき行う事業に係る補助

ニ〜ヘ（略）

二 我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下この号において「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するためにとられる施策（京都議定書第六条1に規定する排出削減単位の取得、京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量の取得及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加に係るものに限る。）で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助

三（略）

4（略）

5 この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。）以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる財政上の措置

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付

ロ 独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

ハ・ニ（略）

二・三（略）

6・7（略）

（歳入及び歳出）

第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ニ（略）

ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十三条第三項及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九

条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

へしち (略)

二 (略)

2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イし二 (略)

ホ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第五十五号)第二十一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

へ (略)

二 (略)

3 (略)

(歳入及び歳出)

第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イし二 (略)

ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号)第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十六条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号)第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第七十一号)第十三条第三項の規定による納付金

へ (略)

二 (略)

2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イしち (略)

リ 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十五条第三項、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)第十七条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項の規定による納付金

ヌ (略)

- 二 (略)
 - 3 (略)
 - (歳入及び歳出)
 - 第百十一条 (略)
 - 2 (略)
 - 3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
 - 一 歳入
 - イ〜チ (略)
 - リ 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金
 - 又 (略)
 - 二 (略)
 - 4 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
 - 一 歳入
 - イ〜ニ (略)
 - ホ 独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項の規定による納付金
 - へ (略)
 - 二 (略)
 - 5 (略)
 - 6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
 - 一 歳入
 - イ〜ホ (略)
 - へ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項の規定による納付金
 - ト (略)
 - 二 (略)
- (他の勘定への繰入れ)
- 第百十四条 (略)

258 (略)

9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

附 則

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）附則第六条第五項に規定する特別の勘定が廃止されるまでの間、第八十八条第一項の規定によるほか、同法附則第十四条において読み替えて適用する同法第十九条第三項及び同法附則第六条第六項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

（労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例）

第十九条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第五条第四項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号の規定の適用については、同号り中「第十七条第三項及び」とあるのは、「第十七条第三項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びに」とする。

（自動車事故対策勘定の歳入及び歳出）

第五十八条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ハ (略)

二 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十五条第三項の規定による納付金

ホ (略)

二 (略)

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受

けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究施設研究教育職員に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該休職に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び特定独立行政法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 (略)

○ 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特定放射光施設」とは、独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

4 (略)

5 この法律において「特定中性子線施設」とは、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）により設置される、加速された陽子を原子核に衝突させることにより発生する中性子線を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

6～9 (略)

(独立行政法人理化学研究所法及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法の特例)

第七条 第五条第一項の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」とする。

2 第五条第二項の規定により日本原子力研究開発機構の業務が行われる場合には、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年

法律第五十五号)第三十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣又は文部科学大臣」とする。

○ 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号) (第七十二条関係) (抄)

(評価委員会)

第九条 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第十二条第二項に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(役員の職務及び権限)

第十一条 (略)

2 (略)

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 (略)

(役員の任命)

第十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(役員の任期)

第十三条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

(運営審議会)

第十八条 (略)

25 (略)

6 第十三条の規定は、委員について準用する。

7・8 (略)

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 助成業務方法書及び共済運営規則に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

5 文部科学大臣は、第三項の認可(助成業務方法書に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 (略)

(中期目標、中期計画、年度計画及び評価等)

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条(第二項第六号を除く。)、第三十一条及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産(日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。)又は」と読み替えるものとする。

(財務諸表等)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(以下「業務報告書等」という。)を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内(次条第一項第一号の経理に係るものにあつては、一月以内)に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見を付けて、決算完結後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければ

ばならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による承認（次条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

（借入金及び私学振興債券）

第三十七条（略）

2～6（略）

7 文部科学大臣は、第一項ただし書、第二項ただし書又は第四項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

8～12（略）

（償還計画）

第三十八条（略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（不要財産に係る国庫納付等）

第三十八条の二 独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六条の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあるのは「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「第四十六条の二」と、同条第一項から第五項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、同条第五項中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

（役員の報酬及び職員の給与等）

第四十条 独立行政法人通則法第五十二条及び第五十三条の規定は、事業団の役員の報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該特定独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項及び同法第五十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件件費の見積り」とあるのは「実績」と、同法第五十三条中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人通則法第六十三条の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「特定独立行政法人以外の独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

（違法行為等の是正）

第四十四条 独立行政法人通則法第六十五条の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「独立行政法人」とあり、及び同条第一項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第十項、第三十八条第一項又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限る。第三十八条第一項の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二 五（略）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 五（略）

六 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

七 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

八 第三十二条第四項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等若しくは監事の意見を記載した

書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

九・十 (略)

十一 第四十四条において準用する独立行政法人通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 (略)

第二節 審議会等

第一款・第二款 (略)

第三款 削除

第四款 国立大学法人評価委員会（第十八条）

第五款 削除

第六款 独立行政法人評価委員会（第二十条）

第三節・第四節 (略)

第四章・第五章 (略)

附則

(所掌事務)

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 二十六 (略)

二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。

二十八 一 六十一 (略)

六十二 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。

六十三く九十七 (略)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会

独立行政法人評価委員会

第三款 削除

第八条から第十七条まで 削除

第四款 国立大学法人評価委員会

第十八条 国立大学法人評価委員会については、国立大学法人法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五款 削除

第十九条 削除

第六款 独立行政法人評価委員会

第二十条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）（抄）

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十三条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

（主務大臣等）

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）（抄）

（役員の任期）

第八条 役員の任期は、三年とする。

（積立金の処分）

第十五条 （略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十六条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）（抄）

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十二条 （略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（基金）

第十三条 (略)

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

5 (略)

(主務大臣等)

第十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第百六十八号) (抄)

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 会館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百七十二号) (抄)

(役員の任期)

第八条 館長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 科学博物館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第七十三号) (抄)

独立行政法人物質・材料研究機構法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人物質・材料研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人物質・材料研究機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人物質・材料研究機構(以下「機構」という。)は、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(次項において「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

第十二条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人物質・材料研究機構法第十一条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人物質・材料研究機構法第十条及び第十一条」とする。

（積立金の処分）

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）（抄）

独立行政法人防災科学技術研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人防災科学技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人防災科学技術研究所とする。

(研究所の目的)

第四条 独立行政法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

(役員任期)

第九条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む研究所に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（次項において「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

第十二条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人防災科学技術研究所法第十一条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人防災科学技術研究所法第十条及び第十一条」とする。

(積立金の処分)

第十六条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期

目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十七条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（抄）

独立行政法人放射線医学総合研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人放射線医学総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人放射線医学総合研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）は、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発（研究及び開発をいう。以下同じ。）等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む研究所に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（次項において「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

第十一条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人放射線医学総合研究所法第十条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人放射線医学総合研究所法第九条及び第十条」とする。

（積立金の処分）

第十五条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十七条 （略）

2 研究所に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

3 （略）

○ 独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）（抄）

（役員の任期）

第八条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(美術に関する作品の処分等の制限)

第十三条 文部科学大臣は、国立美術館がその所有する美術に関する作品(通則法第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法第四十八条第一項に規定する重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。)を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該美術に関する作品の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項、第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。

(主務大臣等)

第十四条 国立美術館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第七十八号) (抄)

(役員の任期)

第八条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(有形文化財の処分等の制限)

第十四条 文部科学大臣は、機構がその所有する有形文化財（通則法第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法第四十八条第一項に規定する重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項、第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。

（主務大臣等）

第十五条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）（抄）

（役員任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十一条（略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4（略）

（主務大臣等）

第十二条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）（内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第号）による改正後のもの）（抄）

独立行政法人科学技術振興機構法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法
第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

(役員の任期)

第十二条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十五条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人科学技術振興機構法第十四条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人科学技術振興機構法第十三条及び第十四条」とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十条 機構は、文献情報提供勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八条に規定する業務（文献情報提供業務を除く。）の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 3 6 (略)

(主務大臣等)

第二十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

附 則

(基金)

第五条の二 (略)

2 (略)

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 (略)

(中期目標及び中期計画)

第五条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標(革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画(革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

○ 独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号) (抄)

(役員の任期)

第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(評議員)

第十四条 (略)

2 (略)

3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

4 (略)

(学術研究助成基金)

第十八条 (略)

2 (略)

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 (略)

(積立金の処分)

第二十条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第二十二条 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号) (抄)

独立行政法人理化学研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人理化学研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人理化学研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人理化学研究所(以下「研究所」という。)は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試

「験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

（役員任期）

第十一条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む研究所に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

第十三条 研究所の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人理化学研究所法第十二条」とする。

（積立金の処分）

第十七条 研究所は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（長期借入金）

第十八条 （略）

2 （略）

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）（抄）

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第三条 この法律及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構とする。

（機構の目的）

第四条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基礎的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基礎的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

（役員の任期）

第十二条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

第十五条 機構の理事長及び副理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十四条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十三条及び第十四条」とする。

(宇宙開発利用に関する基本的な計画)

第十九条 主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項第二号及び第八号に掲げる業務（同項第二号に掲げる業務のうち航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発に係るもの並びに同項第八号に掲げる業務のうち宇宙科学及び航空科学技術に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務に関し、中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならぬ。

(学術研究の特性への配慮)

第二十条 文部科学大臣は、中期目標（宇宙科学に関する学術研究及びこれに関連する業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮をしなければならない。

(積立金の処分)

第二十三条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(主務大臣等)

第二十六条 (略)

定する業務に関しては総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第七号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第八号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおとずるとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（抄）

（理事の任命の特例）

第九条（略）

2（略）

3 第七条第二項に規定する理事の任命に関しては、通則法第二十条第四項の規定は、適用しない。

（役員の任期）

第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の解任の特例）

第十三条（略）

2（略）

3 第九条の規定は、第七条第二項に規定する理事の解任について準用する。この場合において、第九条第三項中「通則法第二十条第四項」とあるのは、「通則法第二十三条第四項」と読み替えるものとする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十四条（略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、

その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 57 (略)

(長期借入金)

第二十五条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)

第二十六条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(スポーツ振興基金)

第二十七条 (略)

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第三十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十五条第一項又は第二十六条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第三十六条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

附 則

(区分経理)

第八条の四 (略)

2 前項の場合における第二十四条第一項及び第四項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附

則第八条の四第一項に規定する特定業務勘定」とする。

(長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券)

第八条の六 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、センターの財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4～7 (略)

(償還計画)

第八条の七 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

○ 独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号) (抄)

(役員の任期)

第九条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

(評議員)

第十三条 (略)

2 (略)

3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

4 (略)

(積立金の処分)

第十五条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(芸術文化振興基金)

第十六条 (略)

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

(主務大臣等)

第十八条 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号) (抄)

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十八条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4〜7 (略)

(償還計画)

第二十一条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第十九条第一項若しくは第五項又は第二十一条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人海洋研究開発機構法 (平成十五年法律第九十五号) (抄)

独立行政法人海洋研究開発機構法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人海洋研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。) の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海洋研究開発機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人海洋研究開発機構 (以下「機構」という。) は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。

(役員の任期)

第十二条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間 (以下「中

期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

第十四条 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人海洋研究開発機構法第十三条」とする。

(積立金の処分)

第十八条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第二十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)(抄)

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 中期目標等(第三十条・第三十一条)

第四章 (略)

第五章 雑則 (第三十五条―第三十七条)

第六章 (略)

附則

(資本金)

第七条 (略)

2・7 (略)

8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとすし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

(役員の仕事及び権限)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。

5 (略)

(役員の仕事)

第十五条 (略)

2 (略)

3 監事の仕事は、二年とする。ただし、補欠の監事の仕事は、前任者の残任期間とする。

4 (略)

(業務の範囲等)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

(役員の仕事及び権限)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。

5 (略)

(業務の範囲等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(積立金の処分)

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 国立大学法人等は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び債券)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5・8 (略)

(償還計画)

第三十四条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
(略)	(略)	(略)	
第十五条第二項、第十六条及び第二十四条から第二十六条まで	法人の長	学長	
第三十一条第一項	前条第一項	国立大学法人法第三十一条第一項	
	中期計画	同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）	
(略)	(略)	(略)	

第三十三条	中期目標の期間	国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間
第三十四条第二項	考慮して	考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して
第三十八条第二項	監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）	監事及び会計監査人の意見
第三十八条第四項	及び監事	並びに監事及び会計監査人
第三十九条	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）	国立大学法人等
第四十一条第一項	監査法人でなければならない	監査法人であることを要し、その欠格事由については、会社法第三百三十七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第四百三十五条第二項に規定する計算書類」とあるのは、「国立大学法人法第三十五条におい

二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第六項若しくは第三十四條第一項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條第一項の規定による認可をしようとするとき。

三〇五 (略)

第四十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 準用通則法第三十三條の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九 準用通則法第三十八條第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十 (略)

十一 準用通則法第六十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

(国の無利子貸付け等)

第十四條 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五條の規定の適用については、同條の表第四十五條第五項の項中「第三十三條第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三條第一項若しくは第二項又は附則第十四條第一項」とする。

二〇五 (略)

別表第一(第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五條関係)

国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数
(略)	(略)	(略)	(略)
備考			
一 (略)			
二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との緊密な関係及び協力の下に教育研究を行うものとする。			
三 (略)			

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）（抄）

（資本金）

第五条 (略)

2～7 (略)

8 機構は、通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

9 (略)

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十三条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとと

もに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）

(役員の任期)

第九条 機構長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(評議員)

第十五条 (略)

2 (略)

3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

(業務の範囲)

第十六条 (略)

2 機構は、国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 (略)

(積立金の処分)

第十七条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）（抄）

（役員の任期）

第八条 役員任期は、三年とする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十五条 （略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 施設整備勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5・6 （略）

（長期借入金及び独立行政法人国立大学財務・経営センター債券）

第十六条 （略）

2 （略）

3 文部科学大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、センターの財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5～8 （略）

（償還計画）

第十八条 （略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

ればならない。

(財務大臣との協議)

第二十条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十一条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

附 則

(センターの業務に関する特例等)

第十一条 (略)

2 センターは、当分の間、第十五条第五項に規定する積立金に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

3・4 (略)

○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法 (平成十六年法律第百五十五号) (抄)

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法
第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本原子力研究開発機構とする。

（機構の目的）

第四条 独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に
関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物
質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの
成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的
とする。

（役員任期）

第十三条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中
期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標（第二十五条において「中期目標」という。）が変更された場合に
おいて中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限
る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、
当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

（役員欠格条項の特例）

第十四条 （略）

2 機構の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日
本原子力研究開発機構法第十四条第一項」とする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十一条 機構は、前条第一項第一号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る
通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額
のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画

(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 埋設処分業務等に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5・6 (略)

(長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券)
第二十二條 (略)

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4・7 (略)

(償還計画)

第二十四條 (略)

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期目標に関する原子力委員会の意見の聴取)

第二十五條 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

(主務大臣等)

第二十八條 (略)

2 (略)

3 機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

4 (略)

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取等)

第二十九条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

- 一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第五号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定
- 二 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第五号に掲げる業務に関し、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。
 - 二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。（財務大臣との協議）
- 第三十条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条第二項、第二十二條第一項若しくは第五項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 (略)

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）

附 則

(退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立

行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立言語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第 号）及び独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち研究を行うもので政令で定めるものをいう。

一～三 （略）

四 特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）

8～10 （略）

11 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。

一・二 （略）

三 特定独立行政法人に勤務する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員のうち研究を行う者として政令で定める者

(研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例)

第十七条 研究公務員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国(当該研究公務員が特定独立行政法人の職員である場合にあっては、当該特定独立行政法人。以下この条において同じ。)と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十三条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究公務員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該休職に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2・3 (略)

(研究集会への参加)

第十八条 研究公務員が、科学技術に関する研究集会への参加(その準備行為その他の研究集会に関連する事務への参加を含む。)を申し出たときは、任命権者は、その参加が、研究に関する国と国以外の者との間の交流及び特定独立行政法人と特定独立行政法人以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ、当該研究公務員の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該研究公務員の所属する試験研究機関等の研究業務の運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

別表第一(第二条関係)

- 一 独立行政法人日本医療研究開発機構
- 二 独立行政法人情報通信研究機構
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 独立行政法人物質・材料研究機構
- 六 独立行政法人防災科学技術研究所
- 七 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 八 独立行政法人科学技術振興機構
- 九 (略)
- 十 独立行政法人理化学研究所
- 十一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 十二 独立行政法人海洋研究開発機構

- 十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構
- 十四 削除
- 十五 (略)
- 十六 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 十七 独立行政法人国立がん研究センター
- 十八 独立行政法人国立循環器病研究センター
- 十九 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
- 二十 独立行政法人国立国際医療研究センター
- 二十一 独立行政法人国立成育医療研究センター
- 二十二 独立行政法人国立長寿医療研究センター
- 二十三 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 二十四 独立行政法人農業生物資源研究所
- 二十五 独立行政法人農業環境技術研究所
- 二十六 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 二十七 独立行政法人森林総合研究所
- 二十八 独立行政法人水産総合研究センター
- 二十九 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三十 (略)
- 三十一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 三十二 独立行政法人土木研究所
- 三十三 独立行政法人建築研究所
- 三十四 (略)
- 三十五 独立行政法人海上技術安全研究所
- 三十六 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 三十七 独立行政法人電子航法研究所
- 三十八 独立行政法人国立環境研究所

別表第二（第四十三條の二関係）

- 一 独立行政法人科学技術振興機構
- 二 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「独立行政法人等職員被保険者」とは、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち別表第一に掲げるもの並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人に常時勤務することを要する者（同表に掲げる法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）に限る。）である被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）をいう。

4～9（略）

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
(略)	(略)
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）

(略)	(略)
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第七十三号)
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第七十四号)
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十六号)
(略)	(略)
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)
(略)	(略)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号)

独立行政法人国立がん研究センター	独立行政法人国立がん研究センター
(略)	(略)
独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法(平成十二年法律第八十八号)
(略)	(略)
独立行政法人国立環境研究所	独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)
(略)	(略)
独立行政法人電子航法研究所	独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)
独立行政法人港湾空港技術研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)
独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号)
(略)	(略)
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)

律第九十三号)

独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター

○ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）

第八条の二（略）

②・③（略）

④ 特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基づいて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する特定独立行政法人担当使用者委員（次条において「特定独立行政法人担当使用者委員」という。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同法第二十五条に規定する特定独立行政法人担当労働者委員（次条において「特定独立行政法人担当労働者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。

⑤・⑥（略）

第八条の三 中央労働委員会が第十条のあつせん員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち特

定独立行政法人担当使用者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代表する委員のうち特定独立行政法人担当労働者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当労働者委員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する十人の委員及び会長（第二十一条第一項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

（適用除外）

第六十二条（略）

② この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六十五条の十第二項及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法第六十二条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に關する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

第六条の二の二（略）

②（略）

③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつ

て厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

④～⑧（略）

○ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）

特定独立行政法人の労働関係に関する法律

（目的及び関係者の義務）

第一条 この法律は、特定独立行政法人の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るよう団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、特定独立行政法人の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2 国家の経済と国民の福祉に対する特定独立行政法人の重要性に鑑み、この法律で定める手続に関与する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定独立行政法人 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。

二 職員 特定独立行政法人に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

（労働組合法との関係等）

第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。）の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同法第四号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

2・3（略）

（職員の団結権）

第四条 (略)

2・3 (略)

4 特定独立行政法人は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

5 (略)

(組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、特定独立行政法人の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、特定独立行政法人が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、特定独立行政法人は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3～5 (略)

(団体交渉の範囲)

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、特定独立行政法人の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一～四 (略)

(交渉委員等)

第九条 特定独立行政法人と組合との団体交渉は、専ら、特定独立行政法人を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 特定独立行政法人を代表する交渉委員は当該特定独立行政法人が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 特定独立行政法人及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

(苦情処理)

第十二条 特定独立行政法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、特定独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 (略)

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及び組合は、特定独立行政法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 特定独立行政法人は、作業所閉鎖をしてはならない。

(特定独立行政法人担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長(次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人担当公益委員」という。)、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員(次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人担当使用者委員」という。)並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員(次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人担当労働者委員」という。)のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に必要な事項は、政令で定める。

(あつせん)

第二十六条 委員会は、特定独立行政法人とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が特定独立行政法人担当公益委員、特定独立行政法人担当使用者委員若しくは特定独立行政法人担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 5 (略)

(調停委員会)

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、特定独立行政法人を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、特定独立行政法人を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は特定独立行政法人担当公益委員のうちから、特定独立行政法人を代表する調停委員は特定独立行政法人担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は特定独立行政法人担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 5 (略)

(仲裁委員会)

第三十四条 (略)

2 仲裁委員会は、特定独立行政法人担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人担当公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 (略)

(委員会の裁定)

第三十五条 特定独立行政法人とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 政府は、特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

(主務大臣)

第三十六条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣及び特定独立行政法人を所管する大臣(当該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。)とする。

(他の法律の適用除外)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 特定独立行政法人及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

附 則

1・2 (略)

3 第七条の規定の適用については、特定独立行政法人の運営の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて特定独立行政法人の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

○ 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号) (抄)

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 (略)

2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち四人については、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、次条第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。)の推薦

）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 6 （略）

（委員の欠格条項）

第十九条の四 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一 （略）

二 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

（地方調整委員）

第十九条の十 中央労働委員会に、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 （略）

（公益委員のみで行う権限）

第二十四条 （略）

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、特定独立行政法人職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

（中央労働委員会の管轄等）

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 （略）

○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）

第十八条（略）

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

（役員の任期）

第六十二条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（運営委員）

第六十九条（略）

2（略）

3 第六十六条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、通則法第二十三条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

（積立金の処分）

第七十五条（略）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び財形住宅債券)

第七十五条の二 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 7 (略)

8 前各項(第三項を除く。)に定めるもののほか、財形住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第七十五条の三 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(協議)

第七十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第五十三条又は第七十五条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

三 第七十二条第二項、第七十五条の二第一項、第三項若しくは第六項又は第七十五条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 (略)

2 (略)

(主務大臣等)

第八十条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例)

第二条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第五十九条の二第二項中「第七十条第二項」とあるのは「第七十条第二項及び附則第二条第一項」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十条第二項中「の一部」とあるのは「及び附則第二条第一項に規定する業務（同項第二号に掲げる業務のうち独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第四条第二項第四号に掲げる業務を除く。）の一部」と、第七十四条第一項中「次に掲げる業務ごと」とあるのは「次に掲げる業務ごと」と、「に係る業務ごと」とあるのは「に係る業務ごと）及び附則第二条第一項第四号に掲げる業務について」と、同項第三号中「業務」とあるのは「業務及び附則第二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十五条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十条及び附則第二条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十五条の二第一項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十五条の二第二項中「第七十条第二項第一号及び第三号」とあるのは「第七十条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号」と、第七十九条第一項第二号中「第七十五条第三項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十五条第三項」と、同項第三号中「第七十二条第二項、第七十五条の二第一項、第三項若しくは第六項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十二条第二項若しくは第七十五条の二第一項若しくは第三項、第七十五条の二第六項」と、同項第四号中「第七十五条第一項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項」と、第九十二条第二号中「第七十条」とあるのは「第七十条及び附則第二条第一項」とする。

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 一の四 (略)

一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が

行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

二の六（略）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

一（略）

八 公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

九（略）

（受験資格）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

一（略）

五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者

六（略）

番号	免除科目	免除資格者
八	(略)	(略)
八	労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	1 (略) 2 国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に

	<p>従事した期間、厚生労働大臣が所管する特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して十年以上になる者</p>
	<p>3 (略)</p>

○ 児童手当法（昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号）（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）による改正後のもの）（抄）

（公務員に関する特例）

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

<p>一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>

○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（勤労者財産形成持家融資の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく財形住宅債券の発行額（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額を含む。）、中小企業退職金共済法第七十五条の二第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）

（適用除外）

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、

一般職の国家公務員（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

○ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）（抄）

（当事者に対する助言及び指導）

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に關し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2・3 （略）

（適用除外）

第二十二條 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）（抄）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第八十五条の二を第八十五条の四とし、第四章中第八十五条の次に次の二条を加える。

(船員に関する特例)

第八十五条の二 (略)

(適用除外)

第八十五条の三 第三十四条から第三十六条まで、第三十六条の六及び前章の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第三十六条の二から第三十六条の五までの規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第五項に規定する隊員に關しては、適用しない。

(略)

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号) (抄)

(公務員に関する特例)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下この条において「特定独立行政法人」という。)の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。)は、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の承認を受けて、当該職員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。)の介護をするため、休業をすることができる。

4 (略)

5 特定独立行政法人の長は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。ただし、国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員のうち、第三項の規定による休業をすること

ができないこととするについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があつた場合は、この限りでない。

6 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するもの）としたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項本文中「特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

7 特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するもの）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話を行うため、休暇を取得することができる。

8 (略)

9 特定独立行政法人の長は、第七項の規定による休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

10 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するもの）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第七項中「特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員）」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員）」と、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又は

その委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）と、前項中「特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

11 特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の承認を受けて、当該職員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

12 （略）

13 特定独立行政法人の長は、第十一項の規定による休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

14 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十一項中「特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項中「特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

15 特定独立行政法人の長は、三歳に満たない子を養育する当該特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

16 (略)

17 特定独立行政法人の長は、当該特定独立行政法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七条第一項に規定する制限時間をいう。第十九項において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

18 前項の規定は、特定独立行政法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項の」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項の」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

19・20 (略)

21 特定独立行政法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該特定独立行政法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。第二十三項において同じ。）において勤務しないことを承認しなければならない。

22 前項の規定は、要介護家族を介護する特定独立行政法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

23・24 (略)

○ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）（抄）

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第七条）

第四章 (略)

附則

第三章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

第七条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、福祉用具に関する産業技術の研究開発を促進するため、次の業務を行う。

一～三 （略）

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（設置）

第六条 （略）

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

独立行政法人評価委員会

がん対策推進協議会

肝炎対策推進協議会

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

（独立行政法人評価委員会）

第十一条の二 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第十一条の三 （略）

第十一条の四 （略）

第二十五条 （略）

2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

○ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）（抄）

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十三条 （略）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三号）（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

（国民健康・栄養調査の実施）

第十条 （略）

2 厚生労働大臣は、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 （略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（抄）

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(運営委員)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第十条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十七条 機構は、前条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第三号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第三号勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 (略)

6 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第二十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例)

第五条 (略)

257 (略)

8 第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。」とあるのは「と、並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごと」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごと」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれら」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第十四条第一項から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二條第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四條第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八條第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則

第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）

（役員任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員兼職禁止の特例）

第九条 役員は、通則法第六十一条に定めるもののほか、第十二条第一項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営すること、同項第二号に規定する施設を開設すること若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行うことを目的とする法人の役員となり、又は自ら、同項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営し、同項第二号に規定する施設を開設し、若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行ってはならない。ただし、任命権者の承認を受けたときは、この限りでない。

（積立金の処分）

第十六条（略）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4（略）

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券）

第十七条（略）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券（当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4～7 (略)

(償還計画)

第二十二條 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十六條 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第五項、第十九条、第二十条又は第二十二條第一項の認可をしようとするとき。

二・三 (略)

四 第十六條第四項の厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)

第二十七條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

第四條 (略)

2 前項の社会福祉・医療事業団債券は、第十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

(業務の特例)

第五條の二 (略)

2～10 (略)

11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第十六条第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

12 (略)

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第六項第一号へ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の第二十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」と、同法第百十四条第九項中「第十六条第三項」とあるのは「附則第五条の第二十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」とする。

14
16 (略)

○ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）（抄）

（役員任期）

第八条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含むのぞみの園に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

（積立金の処分）

第十二条 のぞみの園は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条

第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 のぞみの園に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）（抄）

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十四条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十五条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）（抄）

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券)

第十四条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5〜8 (略)

(償還計画)

第十五条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第十七条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第一項、第二項若しくは第六項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

（機構の業務の実施に伴う特例）

第八条 附則第三条の規定により機構が同条に規定する業務を行う場合には、第十四条第二項中「長期借入金又は債券」とあるのは「長期借入金、債券又は附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法第十九条第一項第二号の規定による貸付けに要する資金の財源に充てるための同法第二十六条の規定による長期借入金」と、第十七条第二号中「又は第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項又は附則第四条第一項」と、第二十三条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第三条」とする。

○ 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（抄）

目次

第一章 （略）

第二章 役員（第七条―第十二条）

第三章 業務等（第十三条―第十八条）

第四章 雑則（第十九条―第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附 則

（特定独立行政法人）

第四条 機構は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

第二章 役員

（役員の任期）

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（施設別財務書類）

第十四条 （略）

2 厚生労働大臣は、通則法第三十八条第三項の規定により厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くときは、施設別財務書類についても併せて意見を聴かなければならない。

- 3 機構は、通則法第三十八条第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、同項に規定する財務諸表その他の書面とともに、遅滞なく、施設別財務書類を厚生労働省令で定めるところにより各事務所及び各施設に備えて置き、同条第四項の主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(積立金の処分)

- 第十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券)

第十六条 (略)

2 (略)

- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
5 8 (略)

(償還計画)

第十八条 (略)

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十九条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号又は第二号の業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第二十条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十五条第一項の承認をしようとするとき。

二 第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第一項及び第二項並びに附則第七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（抄）

(役員の任期)

第九条 役員の任期は、二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十一条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 副作用救済勘定及び感染救済勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。
5 (略)

6 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(長期借入金)

第三十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による長期借入金に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十三条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第三十八条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十九条第四項、第二十一条第四項、第二十二条第四項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項の認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第三十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例等)

第十五条 (略)

2 3 4 (略)

5 第一項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、第三十一条第四項及び第五項中「副作用救済勘定及び感染救済勘定」とあるのは「副作用救済勘定、感染救済勘定及び附則第十五条第四項に規定する特別の勘定」と、第三十二条第一項中「副作用救済給付業務及び感染救済給付業務」とあるのは「副作用救済給付業務、感染救済給付業務及び附則第十五条第一項第二号に掲げる業務」とする。

6 (略)

(後天性免疫不全症候群の病原体による健康被害の救済業務等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、第三十一条第四項及び第五項中「副作用救済勘定及び感染救済勘定」とあるのは、「副作用救済勘定、感染救済勘定及び附則第十七条第二項に規定する特別の勘定」とする。

4・5 (略)

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成十五年法律第百十号) (抄)

(指定医療機関の指定)

第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県、特定独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。) 又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。) が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 (略)

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法 (平成十六年法律第百五号) (抄)

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む管理運用法人に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間 (次項において「中期目標の期間」という。) の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間 (その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。) とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(委員)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二条並びに第二十三条第一項(第十條において読み替えて適用する場合を含む。)及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第一項」と、通則法第二十二条中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 厚生年金勘定及び国民年金勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

(年金財政に与える影響の検証等)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、通則法第三十二条第一項の規定による評価に資するよう、厚生労働省の独立行政法人評価委員会に報告しなければならない。

2 管理運用法人の業務の実績についての評価に関する通則法第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「分析の結果」とあるのは「分析の結果並びに年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」と、同条第三項中「評価の結果」とあるのは「評価の結果及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」とする。(主務大臣等)

第三十条 管理運用法人に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

(承継資金運用勘定)

第九条 (略)

2 承継資金運用勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

○ 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第三百三十五号)(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正後のもの)(抄)

独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)は、医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十二条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十一条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十条及び第十一条」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一条第二号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第十八条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第二十条 (略)

2 研究所に係る通則法における主務省は、厚生労働省とする。

3 (略)

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)(抄)

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(施設別財務書類)

第十五条 (略)

2 厚生労働大臣は、通則法第三十八条第三項の規定により厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くときは、施設別財務書類についても併せて意見を聴かなければならない。

3 機構は、通則法第三十八条第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、同項に規定する財務諸表その他の書面とともに、遅滞なく、施設別財務書類を厚生労働省令で定めるところにより各事務所及び各施設に備えて置き、同条第四項の主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を年金特別会計に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券)

第十七条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 8 (略)

(償還計画)

第十八条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財源措置の特例)

第十九条 機構については、第二十一条第一項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、通則法第四十六条の規定は、適用しない。

(財務大臣との協議)

第二十二条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十七条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十七条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十五号)(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正後のもの)(抄)

附 則

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の産業安全研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を退職した者にあつては労働安全衛生総合研究所の、国立健康・栄養研究所を退職した者にあつては独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○ がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)(抄)

(医療機関の整備等)

第十五条 (略)

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、独立行政法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号) (抄)

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律
(名称等)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める都府県に主たる事務所を置く。

- 一 独立行政法人国立がん研究センター 東京都
- 二 独立行政法人国立循環器病研究センター 大阪府
- 三 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 東京都
- 四 独立行政法人国立国際医療研究センター 東京都
- 五 独立行政法人国立成育医療研究センター 東京都
- 六 独立行政法人国立長寿医療研究センター 愛知県

(国立高度専門医療研究センターの目的)

第三条 独立行政法人国立がん研究センター(以下「国立がん研究センター」という。)は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「国立循環器病研究センター」という。)は、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

3 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「国立精神・神経医療研究センター」という。)は、精神疾患、神経疾患、筋疾

患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

4 独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であつて、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

5 独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であつて、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

6 独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）は、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれ起因する疾患であつて高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。（資本金）

第四条 第二条各号に掲げる独立行政法人（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の資本金は、附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2・3 （略）
（役員任期）

第七条 役員任期は、二年とする。

第十条 国立高度専門医療研究センターの理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第九条」とする。

2 国立高度専門医療研究センターの理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあ

るのは、「前条並びに高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第八条及び第九条」とする。

(積立金の処分)

第二十条 国立高度専門医療研究センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から前条までに規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 国立高度専門医療研究センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(長期借入金及び債券)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立高度専門医療研究センターの財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 8 (略)

(償還計画)

第二十三条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十五条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十一条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十三条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十七条 国立高度専門医療研究センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立高度専門医療研究センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十一条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

附則

○ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号) (抄)

(公務員に関する特例)

第十六条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)については、この章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)
--

当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。)又はその委任を受けた者

二 (略)

(略)

2・3 (略)

○ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（抄）

（公務員に関する特例）

第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、
第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

<p>一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>

2・3 (略)

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）（抄）

附 則

（雇用・能力開発機構の発行した雇用・能力開発債券に関する経過措置）

第十一条 旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定により雇用・能力開発機構が発行した雇用・能力開発債券は、新中退法第七十五条の二第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による財形住宅債券とみなす。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年第 号）による改正後のもの）（抄）

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

（略）

第四十条の六を第四十条の九とし、第四十条の五の次に次の三条を加える。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を提供とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行った行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一 五 （略）

2 4 （略）

（略）

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

(略)

第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む第三項」を「(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。)を含み、第四項(第二号を除く。)の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。以下この項及び次項」に、「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第九十九条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第一号中「費用」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「及び」「同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」とを削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「国の負担金」とあるのは、「に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合の長期給付に要する費用(基礎年金拠出金の納付に要する費用(次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。))及び長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係る事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。)を含む)については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

(略)

第二百二十四条の二第一項中「(第四十一条第二項の規定を除く。)」及び「第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」

とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」とを削り、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」を「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」に、「若しくは特定公庫等」を「又は特定公庫等」に改める。

附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までを次のように改める。

第九十九条第三項	を除く。）を含む	並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。）を含む
第九十九条第四項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
第九十九条第五項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する

附 則

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第三百三十六条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第二百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項に規定する派遣先企業（以下この条において「派遣先企業」という。）は、一と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

（略）

（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第四百四十一条 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第七条に見出しとして「（推進機構の役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「推進機構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第一百七十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（推進機構の役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（推進機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るもの）に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（研究機構又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るもの）を含む。）を含む。

」に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正）
第四百十二条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。
（略）

附則第七条に見出しとして「（開発センターの役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「開発センターの役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（開発センターの事業所又は事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第一百七十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（開発センターの役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（センターの役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（開発センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（センターの役員又は職員である期間に限る。）に係るもの限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものを含む。）に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）
第四百七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 私立大学派遣検察官等に関する国共済法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特

定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

（略）

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第百四十九条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」とする。

（略）

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第百五十五条 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第六条に見出しとして「（厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「機

構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（機構の事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第一百七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（機構の役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究所又はセンターの役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間（研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限る。）を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員であつた期間（研究所又はセンターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（略）

○ がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）（抄）

（厚生労働大臣の権限及び事務の委任）

第二十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限及び事務は、独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に行わせるものとする。

一・二 （略）

2 前項の場合においては、第十五条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「独立行政法人国立がん研究センター」と、「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」とあるのは「合議制の機関」と、同条第三項中「審議会等」とあるのは「合議制の機関」と、第十七条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「独立行政法人国立がん研究セ

ンター」と、「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」と、第二十一条第七項中「厚生労働大臣」とあるのは「独立行政法人国立がん研究センター」と、「第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」とあるのは「第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」と、「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」とする。

附則

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正）

第五条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2 国立がん研究センターは、前項の業務のほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の規定に基づき、全

国がん登録の実施に関する事務を行う。
第二十四条第一項中「第十三条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

○ 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）（抄）

附則

（国立健康・栄養研究所の解散等）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価及び同日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、研究所が受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、研究所に対してなされるものとする。

7 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、研究所が行うものとする。

8 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、研究所が行うものとする。

9 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、研究所が行うものとする。

10 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究所が行うものとする。この場合において、附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）第十二条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 年）の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十五条」とする。

11 (略)

第十七条 (略)

2 前項の場合において、独立行政法人日本医療研究開発機構法附則第三条の見出し中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同条第一項中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「第十五条第一号ロ」とあるのは「第十五条第一項第一号ロ」と、「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同条第二項及び第四項中「基盤研」とあるのは「医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法附則第八条（見出しを含む。）中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」とし、同条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

○ 森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「森林保険契約」とは、独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が森林につき保険事故によつて生ずることのある損害を填補することを約し、保険契約者がこれに対して保険料を支払うことを約する契約をいう。

○ 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）（抄）

（国等に関する特例）

第三十一条 国が所有者等である指定採取源については第六条の規定、国、都道府県又は独立行政法人森林総合研究所が行う生産事業及び配布事業については第十条から第十七条まで、第十九条、第二十六条、第二十九条及び次条から第三十五条までの規定は、適用しない。

2・3 (略)

○ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十四号）による改正後のもの）（抄）

（国等の援助等）

第十四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、独立行政法人森林総合研究所並びに関係都道府県又は関係都道府県若しくは関係都道府県及び関係都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であつて特定母樹を所有するものは、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹を育成するための種穂の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）

(センターが実施すべき人工ふ化放流)

第二十条 農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センター(以下「センター」という。)が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。

2 5 (略)

○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)(抄)

(センター等による立入検査等)

第三十二条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の場合において必要があるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「センター等」という。)に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人水産総合研究センター 農林水産大臣

二・三 (略)

2 5 (略)

○ 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)(抄)

(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針)

第五条の二 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

二～四 (略)

3～5 (略)

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）（抄）

（財務大臣との協議）

第百九十六条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣と協議しなければならない。

一・二 (略)

三 漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法第十七条第一項又は第十九条第一項の認可をしようとするとき。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例）

第百九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二条第二項及び第二十三条第一項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七条第一項中「第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十条第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。

2 (略)

○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）（抄）

（機構法の適用）

第二十条の二 (略)

2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十四条第一項中「第十条第一号イ及びロ」とあるのは「第十条第一号イ及びロ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）

第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十七条第一項	第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務	第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務
(略)	(略)	(略)

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

(設置)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

審議会等	法律
(略)	(略)
農漁業保険審査会	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)

第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 次に掲げる独立行政法人に関すること。

イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

ロ 独立行政法人農業生物資源研究所

ハ 独立行政法人農業環境技術研究所

ニ 独立行政法人国際農林水産業研究センター

六・七 (略)

○ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第八十三号)(抄)

(特定独立行政法人)

第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(役員任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十一条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(緊急時の要請)

第十二条 農林水産大臣は、農林水産物、飲食料品又は油脂について、その品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があるときは、センターに対し、第十条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。

2 センターは、前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、速やかにその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

○ 独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）（抄）

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十二条 （略）

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）（抄）

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十二条 （略）

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十二条 （略）

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十三条 大学校に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（抄）

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構とする。

（研究機構の目的）

第四条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する

学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

2 (略)

(役員の任期)

第十一条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十六条 研究機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省（前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 研究機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

5 第一項から第三項までの規定は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、第二項中「主務省（前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

6 (略)

(協議)

第二十一条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認をしようとするとき。

2 (略)

(主務大臣等)

第二十二條 (略)

2 この法律及び研究機構に係る通則法における主務省は、農林水産省とする。

3 (略)

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十三條 前条第一項第二号に規定する事項に関する通則法第二十九條第三項、第三十條第三項、第三十八條第三項、第四十四條第四項及び第四十五條第四項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会、財務省の独立行政法人評価委員会及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第二條第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項及び第三十五條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

3 前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項及び第三十五條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第二條第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

4 農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第五号に規定する業務に関しては財務省の独立行政法人評価委員会の意見を、同項第六号に規定する業務に関しては第二條第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二條第一項又は第三十四條第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二條第三項後段(通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

○ 独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)(抄)

独立行政法人農業生物資源研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人農業生物資源研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法
第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業生物資源研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）は、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）（抄）

独立行政法人農業環境技術研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人農業環境技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業環境技術研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人農業環境技術研究所（以下「研究所」という。）は、農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）（抄）

独立行政法人国際農林水産業研究センター法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人国際農林水産業研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国際農林水産業研究センターとする。

(センターの目的)

第三条 独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第号）による改正後のもの）（抄）

独立行政法人森林総合研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人森林総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人森林総合研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

2 (略)

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十四条 研究所は、森林保険勘定以外の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 森林保険勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 研究所は、森林保険勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における

積立金として整理しなければならない。

6 (略)

(長期借入金及び森林総合研究所債券)

第十五条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、研究所の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5～8 (略)

(償還計画)

第十七条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第一項、第二項若しくは第六項又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十一条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

附則

(業務の特例)

第六条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第二十八条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十条第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所法附則第六条第一項」とする。

第七条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十一条から第二十三条までの規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

第八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第六項並びに第二十八条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

第九条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第七項、第十二条並びに第十五条から第二十八条までの規定、旧機構法第十五条第二項及び第十八条第二項において準用する旧機構法第十三条第二項の規定並びに旧機構法第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第四項において準用する旧機構法第十三条第三項の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一条第七項中「前項第一号」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第十一条第六項第一号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧機構法第十一条第一項第八号の事業を行う場合には、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第六号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十一条第一項第八号の事業の実施」とする。

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十八条並びに旧農用地整備公団法第二十条から第二十九条まで、第三十条及び第三十九条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧機構法第二十八条中「機構」とあり、及び旧農用地整備公団法の規定中「公団」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とするほか、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の業務を行う場合には、農地法第三条第一項第六号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第二号の業務の実施」とする。

（役員に関する特例）

第十三条（略）

25（略）

6 研究所が承継業務を行う間、研究所の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十三条第五項」とする。

○ 独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）（抄）

独立行政法人水産総合研究センター法

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人水産総合研究センターとする。

（センターの目的）

第三条 独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）は、水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。

2（略）

（役員任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十四条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十六条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（抄）

(役員の任期)

第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

第十四条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(債務保証)

第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第十六条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第十四条第一項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）

(役員の任期)

第七条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(審査会)

第四十九条 (略)

254 (略)

5 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項の規定並びに第八条の規定は、委員について準用する。

(積立金の処分)

第六十三条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第六十六条 基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

附則

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十条 前条第一項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第三号に規定する業務に関し、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号) (抄)

(役員の任期)

第十条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 信用基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の

額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

第十七条 (略)

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)

第十九条 (略)

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(主務大臣等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 この法律及び信用基金に係る通則法における主務省は、農林水産省及び財務省（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項については、農林水産省）とする。

4 (略)

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）（抄）

附 則

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては独立行政法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良

センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては独立行政法人森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例)

第十二条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に、役員として、新研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新研究機構法第十一条の規定にかかわらず、一年とすることができる。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の特例等)

第十三条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定によりされた出資に係る株式の処分業務を行う。

2 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第十四条及び前項に規定する業務のほか、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

3 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前三項に規定する業務(以下「特例業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

5 (略)

6 新研究機構法第十六条第一項から第四項までの規定は、特例業務勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号。以下この項において「整備法」という。)附則第十三条第六項において準用する第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十四条」とあるのは「整備法附則第十三条第一項から第三項まで」と、同条第二項中「主務省(前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省)」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

7 第一項から第三項までの規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が特例業務を行う場合には、新研究機構法第十六条第六項中「前各項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第

二十六号。以下「整備法」という。）附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第一項から第四項まで」と、新研究機構法第二十一条第一項第二号中「同条第五項」とあるのは「同条第五項及び整備法附則第十三条第六項」と、新研究機構法第二十二条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、新研究機構法第二十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律及び整備法附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項」と、同条第二号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び整備法附則第十三条第一項から第三項まで」とする。

第十四条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、特例業務を終えたときは、特例業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際特例業務勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

2 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

○ 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八号）による改正後のもの）（抄）

附 則

（機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置）

第七条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）第十五条第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による森林総合研究所債券とみなす。

○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）（抄）

附 則

(労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置)

第七条 (略)

2 旧特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかった期間は、附則第二十九条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条第四項の規定の適用については、新特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間とみなす。

3 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間は、附則第五十一条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第三条第三項の規定の適用については、同項第三号に掲げる期間とみなす。

(不当労働行為の申立て等に関する経過措置)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業又は組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる日の前日までは、新特労法第二十五条の規定の適用については、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は同項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命された委員とみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 施行日の前日において旧給与特例法適用職員であつた者であつて引き続き施行日に前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この条において「新給与法」という。)に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に旧給与特例法適用職員であつた者として前条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であつた者とみなす。

○ 森林国営保険法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)(抄)

附 則

(旧森林保険契約に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に申込みがされた森林保険の保険契約（次項において「旧森林保険契約」という。）については、第一条の規定による改正前の森林国営保険法（以下「旧森林国営保険法」という。）第二十二条、第二十三条ノ二及び第二十四条に係る部分を除き、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる旧森林国営保険法の規定中「政府」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

2・3 (略)

(余裕金の運用に関する経過措置)

第九条 研究所は、前条第一項の規定により国が有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際現に財政融資資金預託金として預託しているものについては、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第四十七条の規定にかかわらず、当該財政融資資金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き業務上の余裕金として財政融資資金に預託することができる。

(研究所の業務等に関する経過措置)

第十条 第二条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（以下この条において「新研究所法」という。）の規定の適用については、当分の間、新研究所法第三条第二項中「森林保険を」とあるのは、「森林保険（森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を」とする。

○ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（抄）

(役員任期)

第十条 役員任期は、二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十六条 (略)

2 日本貿易保険の通則法第三十条第一項に規定する中期計画に関する同条第二項の規定の適用については、同項中

「六 剰余金の使途
七 その他主務省令

で定める業務運営に関する事項」とあるのは、「六 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とする。

3 日本貿易保険については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

(長期借入金及び貿易保険債券)

第十七条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による貿易保険債券の債権者は、日本貿易保険の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4・7 (略)

(償還計画)

第十八条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十五条第一項、第十七条第一項若しくは第五項又は第十八条第一項の認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第二十一条 日本貿易保険に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号) (抄)

(経済産業大臣による適合性検査業務実施等)

第四十二条の二 (略)

2 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)又は機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

3 (略)

○ 計量法(平成四年法律第五十一号)(抄)

(登録)

第二百二十二条 (略)

2 次の各号の一に該当する者は、経済産業省令で定める計量士の区分(以下単に「計量士の区分」という。)ごとに、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

一 (略)

二 独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)が行う第六十六条第一項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じた経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であつて、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められた者

3 (略)

○ 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)(抄)

(役員の任期)

第十七条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十二条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3～6 (略)

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号) (抄)

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するため、次の業務を行う。

一～四 (略)

○ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号) (抄)

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、新エネルギー利用等を促進するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

○ 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号) (抄)

(独立行政法人情報通信研究機構による通信・放送基盤技術に関する試験研究の促進)

第七条 独立行政法人情報通信研究機構(第十二条において「研究機構」という。)は、民間において行われる基盤技術(電気通信業及

び放送業（有線放送業を含む。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち総務省の所掌に係るものに限る。以下この条において「通信・放送基盤技術」という。）に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。

一〇五（略）

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）は、民間において行われる基盤技術（鉱業及び工業の技術のうち経済産業省の所掌に係るものに限る。以下この条において「鉱工業基盤技術」という。）に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。

一〇五（略）

○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）

（独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務）

第三十二条（略）

2（略）

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十九条第五項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第二号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一号、第二号及び第五号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十三条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。

○ 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（抄）

（設置）

第六条（略）

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名 称	法 律
（略）	（略）
中央鉱山保安協議会	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）

○ 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）（抄）

（役員の任期）

第九条 役員の任期は、二年とする。

（積立金の処分）

第十三条（略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4（略）

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）（抄）

(役員の任期)

第八条 役員の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 情報・研修館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）（抄）

独立行政法人産業技術総合研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人産業技術総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人産業技術総合研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。

(役員任期)

第九条 役員任期は、二年とする。

(理事の欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 研究所の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人産業技術総合研究所法第十条第一項」とする。

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)(抄)

(特定独立行政法人)

第四条 機構は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(役員任期)

第九条 役員任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（抄）

(役員任期)

第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十三条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
 - 4 第十二条第四号に掲げる業務に係る勘定（第七項において「第四号勘定」という。）及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定（以下この条において「第五号勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。
 - 5・6 （略）
 - 7 機構は、第四号勘定及び第五号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文（第五号勘定にあつては、第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文）又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。
 - 8 （略）
- （長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券）
- 第十四条 （略）
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - 4～7 （略）
- （償還計画）
- 第十六条 （略）
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- （鉱害防止事業基金）
- 第十九条 機構は、第十一条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により拠出された金額と第十三条第六項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。
- 2 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、鉱害防止事業基金の運用について準用する。この場合に

において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。
(財務大臣との協議)

第二十一条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第一項若しくは第五項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

附則

(石炭経過勘定における納付金等)

第七条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号) (抄)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発（研究及び開発をいう。以下同じ。）、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。

2 (略)

(役員任期)

第十一条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(理事の欠格条項の特例)

第十二条 (略)

2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十二条第一項」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第一項第三号、第五号、第十号（非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限る。）及び第十二号（福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 機構は、第十七条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該

中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができらる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 6 (略)

(主務大臣等)

第二十条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

2 (略)

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（抄）

(役員の任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 (略)

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省（前条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省及び財務省）の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

5 第一項から第三項までの規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二條 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4～7 (略)

(償還計画)

第二十四條 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十七條 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十二條第一項若しくは第五項又は第二十四條第一項の認可をしようとするとき。

二・三 (略)

(主務大臣等)

第二十八條 (略)

2・3 (略)

4 機構に係る通則法における主務省は、経済産業省とする。

5 (略)

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十九條 第十八條第一項第二号に掲げる業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項、第三十五條第二

二項、第三十八條第三項、第四十四條第四項、第四十五條第四項、第四十六條の二第五項、第四十六條の三第六項及び第四十八條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 経済産業省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、第十八條第一項第二号に掲げる業務に関し、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

附 則

（機構の納付金等）

第十三条の二 （略）

2 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 （略）

○ 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）（抄）

（役員の任期）

第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十三条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十五条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）（抄）

附 則

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、中小企業信用保険法及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○ 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) (抄)

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一 二十三 (略)

二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)による保健所若しくは医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による公的医療機関又は検疫所

二十五 三十二 (略)

三十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第十七条第一

項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設

三十四 (略)

三十四の二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設

三十四の三 独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究セン

ター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター又は独立行政法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三条、第十六条第一号若しくは第三条、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設

三十五（略）

○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（抄）

（役員任期）

第四十九条 役員任期は、二年とする。

（長期借入金及び奄美群島振興開発債券）

第五十三条（略）

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4～7（略）

（償還計画）

第五十四条（略）

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（主務大臣等）

第五十九条（略）

2～5（略）

6 前章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。

7・8（略）

附 則

1 (略)

2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成三十年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、別に法律で定める。

3～9 (略)

○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）

附 則

1～4 (略)

5 政府は、自動車事故対策計画に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構その他の自動車事故対策計画に規定する事業を実施する者に対する補助を安定的に行うものとする。

6～8 (略)

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十二年法律第三十四号）（抄）

（政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等）

第六条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）、社債等振替法、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。

一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 機構法第二十二条（第四項及び第五項を除く。）

二 (略)

2514 (略)

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号) (抄)

(役員の任期)

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十九条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しななければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び空港周辺整備債券)

第三十条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

457 (略)

(償還計画)

第三十二条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第三十四条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十二條第二項、第三十條第一項若しくは第五項又は第三十二條第一項の認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第三十五條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）（抄）

(特例業務勘定)

第二十七條 (略)

2 特例業務勘定については、通則法第四十四條第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

3 (略)

(機構法等の特例)

第二十八條 (略)

2 第十三條第一項の規定により同項第二号及び第三号に掲げる業務が行われる場合には、通則法第三十條第二項第五号中「供しようとするとき」とあるのは「供しようとするとき（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。）第十三條第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合を除く。）」と、通則法第四十八條第一項ただし書中「供するとき」とあるのは「供するとき及び債務等処理法第十三條第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合」とする。

附則

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四條 (略)

2・3 (略)

4 機構法第十九條第三項から第七項までの規定は、特別債券について準用する。

5・6 (略)

7 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第四項において準用する機構法第十九条第五項の規定による認可をしようとするとき。

8 (略)

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 百二十六 (略)

百二十七 独立行政法人建築研究所が行う地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

百二十八 (略)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
(略)	(略)
中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

○ 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（抄）

独立行政法人土木研究所法

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人土木研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人土木研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人土木研究所（以下「研究所」という。）は、建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち、土木に係るもの（以下「土木技術」という。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第九条 （略）

2 研究所の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人土木研究所法第九条第一項」とする。

（積立金の処分）

第十四条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十六条 (略)

2 研究所に係る通則法における主務省は、国土交通省とする。

3 (略)

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取)

第十七条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 国土交通省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

(港湾法の適用の特例)

第十八条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者(独立行政法人土木研究所を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

○ 独立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号) (抄)

独立行政法人建築研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人建築研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法
第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人建築研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人建築研究所（以下「研究所」という。）は、建築及び都市計画に係る技術（以下「建築・都市計画技術」という。）
に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発
達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。

（役員の内任期）

第八条 理事長の内任期は四年とし、理事及び監事の内任期は二年とする。

（役員の内欠格条項の特例）

第九条 （略）

2 研究所の役員の内任期に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人
建築研究所法第九条第一項」とする。

（積立金の処分）

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最
後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、そ
の額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項
の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期
目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとと
もに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）（抄）

（役員任期）

第八条 役員任期は、二年とする。

（積立金の処分）

第十六条 （略）

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十八条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）（抄）

独立行政法人海上技術安全研究所法

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人海上技術安全研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法

第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海上技術安全研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。

（役員任期）

第八条 役員任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）（抄）

独立行政法人港湾空港技術研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人港湾空港技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二條第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人港湾空港技術研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。

(役員任期)

第八条 役員の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

(港湾法の適用の特例)

第十五条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合においては、同条第四項中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者（独立行政法人港湾空港技術研究所を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

○ 独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）（抄）

独立行政法人電子航法研究所法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人電子航法研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人電子航法研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人電子航法研究所(以下「研究所」という。)は、電子航法(電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。)に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。

(役員の内任)

第八条 役員の内任は、二年とする。

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号) (抄)

(役員の内任)

第八条 役員の内任は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 航海訓練所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号) (抄)

(役員の任期)

第八条 役員の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第二百十五号) (抄)

(役員の任期)

第八条 役員の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くことと

もに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 大学校に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）（抄）

(役員の任期)

第八条 役員の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十八条 検査法人に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄）

(役員の任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(鉄道施設の貸付け等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により機構が譲渡を行う場合においては、通則法第三十条第二項第五号及び第四十八条第一項の規定は、適用しない。
(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 (略)

6 第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

7 (略)

(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4～7 (略)

(償還計画)

第二十一条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財産の処分等の制限)

第二十三条 機構は、通則法第四十八条第一項の規定にかかわらず、特定債権を譲渡し、又は担保に供することができない。これを免除し、又は交換する場合も同様とする。

2 (略)

3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十六条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十三条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項若しくは第五項、第二十一条第一項又は第二十三条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第二十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

附 則

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六条 (略)

2 前項の鉄道建設債券及び鉄道整備基金債券並びに運輸施設整備事業団債券及び船舶整備債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

3 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期借入金及び債券は、第二十一条第一項の規定の適用については、それぞれ、同項の長期借入金及び機構債券とみなす。

一・二 (略)

4・5 (略)

○ 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第百八十一号) (抄)

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 5 (略)

(主務大臣等)

第十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号) (抄)

(役員の任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第三十一条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額のうち第十二条第一項第二号ハ及び第四号並びに第二項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び水資源債券)

第三十二条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 5 7 (略)

(償還計画)

第三十四条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(主務大臣等)

第三十七条 機構に係る通則法(第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条を除く。)における主務大臣は、国土交通大臣とする。

2 機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条における主務大臣は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

3 機構に係る通則法における主務省は、国土交通省とする。

4 (略)

(協議)

第三十八条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣(国土交通大臣を除く。)に協議しなければならない。

一 通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

三 第三十一条第三項又は通則法第三十七条若しくは第五十条の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

第三十九条 主務大臣(国土交通大臣を除く。)は、次の場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 通則法第三十条第四項の規定による命令をしようとするとき。

三 通則法第六十五条第一項の規定による求めをしようとするとき。

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第三十一条第三項の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

三 第三十二条第一項若しくは第五項又は第三十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(国土交通大臣の經由)

第四十一条 主務大臣(国土交通大臣を除く。)又は機構は、次の行為については、国土交通大臣を経てしなければならない。

一〜三 (略)

四 機構の通則法第三十三条の規定による主務大臣への提出

五 主務大臣の通則法第六十七条第一号又は第二号（通則法第三十条第一項に係る部分に限る。）の規定による財務大臣との協議（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第四十二条 第三十七条第二項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「政令で定めるところにより、厚生労働省、農林水産省若しくは経済産業省の独立行政法人評価委員会又は評価委員会」とする。

3 国土交通省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、第三十七条第二項第三号に規定する業務に関し農林水産省の独立行政法人評価委員会の、同項第四号に規定する業務に関し政令で定めるところにより厚生労働省、農林水産省又は経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

附 則

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第三条 （略）

2 前項の水資源開発債券は、第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による水資源債券とみなす。

○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）（抄）

（役員の任期）

第十条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

- 3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。
- 4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

- 5 監事の任期は、二年とする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十五条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第十六条 （略）

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第十七条 （略）

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財務大臣との協議）

第二十一条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第五条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。

二 （略）

(主務大臣等)

第二十二條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百八十四号) (抄)

附則

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三條 前條第一項の規定により機構が承継するこの法律による改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「旧法」という。)第五十二條第一項の規定による空港周辺整備債券は、新法第三十條第三項及び第四項の規定の適用については、同條第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。

2 (略)

○ 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) (抄)

(役員の任期)

第八條 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十三條 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第二項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならぬ。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び都市再生債券)

第三十四条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券(当該債券に係る債権が第三十六条の規定に基づく信託に係る金銭債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4～7 (略)

(償還計画)

第三十九条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(協議)

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第十七条第一項、第三十四条第一項若しくは第五項、第三十六条、第三十七条又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二 (略)

2 (略)

(主務大臣等)

第四十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

附則

第九条 附則第七条第二号及び第三号並びに前条各号に掲げる債券は、第三十四条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による都市再生債券とみなす。

(業務の特例)

第十二条 (略)

2 (略)

3 宅地造成等経過業務に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

6 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

7～18 (略)

(都市再生機構宅地債券の発行)

第十五条 機構は、当分の間、国土交通大臣の認可を受けて、自ら造成した宅地（附則第四条第一項の規定により都市公団から承継したものを含み、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他国土交通省令で定めるものに限る。）を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市再生機構宅地債券を発行することができる。この場合における第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「及び債券」とあるのは、「、債券及び都市再生機構宅地債券」とする。

2 附則第八条（第一号に係る部分を除く。）及び第九条の規定は、前項の規定により機構が発行する都市再生機構宅地債券について準用する。この場合において、同条中「及び第四項」とあるのは、「から第七項まで」と読み替えるものとする。

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第号）による改正後のもの）（抄）

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(道路資産に係る債務の引受け等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第二十二条第四項の規定による先取特権と同順位とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十一条 機構の第十二条第一項の業務に係る勘定（以下「高速道路勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

6 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者（引受社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5～8 (略)

(返済計画)

第二十四條 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議等)

第二十七條 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第二項、第十四条第一項（第四号、第五号及び第八号に係る部分に限る。）、第二十二條第一項若しくは第六項又は第二十四條第一項の認可をしようとする場合

二 (略)

2 (略)

(主務大臣等)

第二十八條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）

（役員任期）

第十条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条 （略）

2 （略）

3 主務大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 （略）

6 第一項から第四項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは、「第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は通則法第四十四条第二項」と読み替えるものとする。

7 （略）

（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等）

第十九条 （略）

2・3 （略）

4 主務大臣は、第一項又は前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項若しくは第二項の規定による機構債券（当該機構債券に係る債権が第二十一条の規定に基づく特定信託に係る貸付債権により担保されているものを除く。）又は第三項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6～9 （略）

(償還計画)

第二十四条 (略)

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び財務大臣、国土交通省及び財務省並びに国土交通省令・財務省令とする。

2 (略)

附則

(業務の特例等)

第七条 (略)

2 5 6 (略)

7 機構は、既往債権管理勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたとき(附則第九条第二項の規定による交付金の交付を受けた場合にあつては、同条第三項の規定による整理を行った後なお利益があるとき)は、通則法第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額のうち主務大臣の承認を受けた金額を積立金として整理するものとする。

8・9 (略)

10 主務大臣は、第七項又は前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

11 機構は、第九項に規定する第七項の規定による積立金の額に相当する金額から第九項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

12 5 15 (略)

16 第十四項の規定による既往債権管理勘定の廃止の時ににおいて、政府から機構に対し既往債権管理業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(住宅金融支援機構住宅地債券の発行)

第八条 機構は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、旧住宅地債券引受者のうち附則第十条の規定の施行の際現に住宅金融公庫住宅

地債券を所有している者が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構住宅地債券を発行することができる。この場合における第十九条第五項から第九項まで及び第二十四条の規定の適用については、第十九条第五項中「又は第三項の規定による財形住宅債券」とあるのは、「第三項の規定による財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅地債券」と、同条第七項から第九項までの規定中「又は財形住宅債券」とあるのは、「財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅地債券」と、第二十四条第一項中「及び財形住宅債券」とあるのは、「財形住宅債券及び住宅金融支援機構住宅地債券」とする。

(住宅金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 次に掲げる債券は、第十九条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券又は同条第三項の規定による財形住宅債券とみなす。

一 三 (略)

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)(抄)

附 則

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した者にあつては独立行政法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあつては独立行政法人建築研究所の、独立行政法人交通安全環境研究所を退職した者にあつては独立行政法人交通安全環境研究所の、独立行政法人海上技術安全研究所の、独立行政法人港湾空港技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人海上技術安全研究所の、独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海訓練所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては独立行政法人電子航法研究所の、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校を退職した者にあつては独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海訓練所の、独立行政法人航空大学校を退職した者にあつては独立行政法人航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○ 環境省設置法（平成十一年法律第百一号）（抄）

（設置）

第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

中央環境審議会

公害健康被害補償不服審査会

有明海・八代海等総合調査評価委員会

独立行政法人評価委員会

（有明海・八代海等総合調査評価委員会）

第九条の二 有明海・八代海等総合調査評価委員会については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（独立行政法人評価委員会）

第十条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

○ 独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）（抄）

独立行政法人国立環境研究所法

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立環境研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立環境研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。

（役員の内期）

第八条 理事長の内期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち環境大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ環境大臣、環境省及び環境省令とする。

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

（役員の内期）

第八条 理事長の内期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（積立金の処分）

第十三条 （略）

2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(公害健康被害予防基金)

第十四条 (略)

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、公害健康被害予防基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

第十六条 (略)

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 (略)

(石綿健康被害救済基金)

第十六条の二 (略)

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、石綿健康被害救済基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。
(主務大臣等)

第十八条 (略)

2 機構に係る通則法における主務省及び主務省令は、それぞれ環境省及び環境省令とする。

○ 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十九号)(抄)

附 則

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究所を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

第二十八条の二（略）

254（略）

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

（設置）

第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称

法律

(略)	(略)
捕虜資格認定等審査会	武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（職務に専念する義務）

第六十条（略）

- 2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第 二条第二項に規定する特定独立行政法人（次項及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。
 - 3 隊員は、自己の職務以外の防衛省の職務を行い、又は防衛省以外の国家機関の職若しくは特定独立行政法人の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、防衛省令で定める場合を除き、給与を受けることができない。
（他の職又は事業の関与制限）
- 第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関、特定独立行政法人及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。

○ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（抄）

（特定独立行政法人）

第四条 機構は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（役員の内期）

第九条 理事長の内期は四年とし、理事及び監事の内期は二年とする。

（積立金の処分）

第十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち防衛大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、防衛省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ防衛大臣、防衛省及び防衛省令とする。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

第一章 総則

第一節 通則

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及

び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 (略)

第二章 役員及び職員

(役員の職務及び権限)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べるこ

とができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第

二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
（不要財産に係る民間等出資の払戻し）

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分

の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
（財産の処分等の制限）

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

（評価委員会の意見の申出）

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。

第六章 雑則

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

第一章 総則

第一節 通則

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないものがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性等)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 (略)

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 (略)

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第二項、第三項又は第四項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人又は国立研究開発法人でない者は、その名称中に、独立行政法人又は国立研究開発法人という文字を用いてはならない。

第二節 独立行政法人評価制度委員会

(設置)

第十二条 総務省に、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第十二条の二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十八条の二第二項の規定により、総務大臣に意見を述べること。

二 第二十九条第三項、第三十二条第五項、第三十五条第三項、第三十五条の四第三項、第三十五条の六第八項、第三十五条の七第四項又は第三十五条の十一第七項の規定により、主務大臣に意見を述べること。

三 第三十五条第四項又は第三十五条の七第五項の規定により、主務大臣に勧告をすること。

四 第三十五条の二（第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣に対し、意見を具申すること。

五 独立行政法人の業務運営に係る評価（次号において「評価」という。）の制度に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること。

六 評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること。

七 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 委員会は、前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(組織)

第十二条の三 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十二条の四 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十二条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条の六 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第十二条の七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、

説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条の八 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 役員及び職員

(役員の職務及び権限)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければな

らない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、独立行政法人が次に掲げる書類を主務大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 この法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他主務省令で定める書類

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人（独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 (略)

(法人の長等への報告義務)

第十九条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

(役員の任命)

第二十条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。）、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4・5 (略)

(中期目標管理法の役員の任期)

第二十一条 中期目標管理法の長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（次項において単に「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 中期目標管理法の監事の任期は、各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日（第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。以下同じ。）までとする。た

だし、補欠の中期目標管理法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 中期目標管理法人の役員（中期目標管理法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の中期目標管理法人の役員は、前任者の残任期間とする。

4 中期目標管理法人の役員は、再任されることができる。
（国立研究開発法人の役員任期）

第二十一条の二 国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該国立研究開発法人の第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項及び次項において単に「中長期目標の期間」という。）の末日までとする。ただし、中長期目標の期間が六年又は七年の場合であつて、より適切と認める者を任命するため主務大臣が特に必要があると認めるときは、中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までとすることができる。

一 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

2 前項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により国立研究開発法人の長となるべき者としてより適切と認める者を指名するため特に必要があると認める場合であつて、中長期目標の期間が六年以上七年以下のときは、同条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までとすることができる。

一 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超え七年未満の場合 初日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

3 前二項の規定にかかわらず、補欠の国立研究開発法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員（国立研究開発法人の長の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(行政執行法人の役員任期)

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任命の日から、当該任命の日から年を単位として個別法で定める期間を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日までとする。ただし、補欠の行政執行法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 行政執行法人の監事の任期は、各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の行政執行法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 行政執行法人の役員(行政執行法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の行政執行法人の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 行政執行法人の役員は、再任されることができる。

(役員忠実義務)

第二十一条の四 独立行政法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び当該独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員報告義務)

第二十一条の五 独立行政法人の役員(監事を除く。)は、当該独立行政法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(役員等の損害賠償責任)

第二十五条の二 独立行政法人の役員又は会計監査人(第四項において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができない。

3 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、独立行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

第三章 業務運営

第一節 通則

(業務方法書)

第二十八条 (略)

2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 (略)

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

(研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の作成)

第二十八条の三 総合科学技術・イノベーション会議は、総務大臣の求めに応じ、研究開発の事務及び事業の特性を踏まえ、前条第一項の指針のうち、研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を作成する。

(評価結果の取扱い等)

第二十八条の四 独立行政法人は、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項の評価の結果を、第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

第二節 中期目標管理法

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」とい

- う。)を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
- 一 (略)
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四・五 (略)
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
- (中期計画)
- 第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下この節において「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 (略)
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三〇八 (略)
- 3 (略)
- 4 中期目標管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
- (年度計画)
- 第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標管理法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。
- (各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)
- 第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
 - 2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
 - 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
 - 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
 - 5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
 - 6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 第三十三条及び第三十四条 削除
- (中期目標の期間の終了時の検討)
- 第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
 - 3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
 - 4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。
 - 5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣への意見具申)

第三十五条の二 委員会は、前条第四項の規定により勧告をした場合において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(違法行為等の是正等)

第三十五条の三 主務大臣は、中期目標管理法人若しくはその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあると認めるとき、又は中期目標管理法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 国立研究開発法人

(中長期目標)

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。
- 6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。
（中長期計画）
- 第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 剰余金の使途
 - 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をした中長期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中長期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。
（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）
- 第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。
 - 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績

- 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績
- 2 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時に於いて任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長（以下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。）の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。
- 3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 4 国立研究開発法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評価を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行うおうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 8 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（中長期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条の七 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績

に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時までには、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

5 前項の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

6 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

7 委員会は、第五項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

(業務運営に関する規定の準用)

第三十五条の八 第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「同項の中長期計画」と、同条第二項中「前条第一項の認可を受けた」とあるのは「第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」と、「中期計画について前条第一項」とあるのは「中長期計画(第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。)について同条第一項」と、第三十五条の二中「前条第四項」とあるのは「第三十五条の七第五項」と読み替えるものとする。

第四節 行政執行法人

(年度目標)

第三十五条の九 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標(以下「年度目標」という。)を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

二 業務運営の効率化に関する事項

三 財務内容の改善に関する事項

四 その他業務運営に関する重要事項

3 前項の年度目標には、同項各号に掲げる事項に関し中期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。
(事業計画)

第三十五条の十 行政執行法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該年度目標を達成するための計画（以下この条において「事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 行政執行法人の最初の事業年度の事業計画については、前項中「各事業年度」とあるのは「その成立後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金金の限度額

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

4 主務大臣は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その事業計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 行政執行法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価)

第三十五条の十一 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

2 行政執行法人は、前項の規定による評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 行政執行法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 行政執行法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する事項の実施状況及び当該事項の実施状況について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一項又は第二項の評価は、第一項に規定する業務の実績又は第二項に規定する事項の実施状況について総合的な評定を付して、行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該行政執行法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項の評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

7 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
(監督命令)

第三十五条の十二 主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第四章 財務及び会計

(財務諸表等)

第三十八条 (略)

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるもの)をとる公告の方法をいう。次項において同じ。)

5 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員

三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(監事に対する報告)

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に關し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
(会計監査人の資格等)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二 監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 中期目標管理法及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画(第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の同条第二項第七号又は中長期計画(第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の第三十五条の五第二項第七号の剰余金の用途に充てることができる。

4 (略)

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期目標管理法人の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画(第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をする

ことができる。

2～4 (略)

(財源措置)

第四十六条 (略)

2 独立行政法人は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び中期目標管理法の中期計画、国立研究開発法人の中期計画又は行政執行法人の事業計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3～5 (略)

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政

執行法人の事業計画において第三十五条の十三第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

25 (略)

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十三第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

第五章 人事管理

第一節 中期目標管理法人及び国立研究開発法人

(役員の報酬等)

第五十条の二 中期目標管理法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。

2 中期目標管理法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、当該中期目標管理法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(役員の兼職禁止)

第五十条の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(他の中期目標管理法人役員についての依頼等の規制)

第五十条の四 中期目標管理法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法人役員」という。）は、密接関係法人等に対し、当該中期目標管理法人の他の中期目標管理法人役員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人の中期目標管理法人役員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の中期目標管理法人役員若しくは当該中期目標管理法人役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の中期目標管理法人役員をそ

の離職後に、若しくは当該中期目標管理法人役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに従事し、若しくは従事していた他の中期目標管理法人役職員又はこれらの業務に従事していた中期目標管理法人役職員であった者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

二 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

三 大学その他の教育研究機関の研究者であった者であつて任期（十年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

四 第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）の結果に基づき中期目標管理法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該中期目標管理法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として主務大臣が指定したものの以外の地位に就いたことがない他の中期目標管理法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五 第三十五条第一項の規定による措置であつて政令で定める人数以上の中期目標管理法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該中期目標管理法人役職員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

3 前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項において「営利企業」という。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標管理法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が中期目標管理法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち総務大臣が定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、中期目標管理法人役職員が当該中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続き当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となつた場合に、中期目標管理法人役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企

業等に限る。)をいう。

5 第二項第二号の「退職手当通算予定役員」とは、中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人等(前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる中期目標管理法人役員であつて、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続き採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

6 第一項の規定によるもののほか、中期目標管理法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該中期目標管理法人が定める業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為(以下「法令等違反行為」という。)をすること若しくはしたこと又は当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該中期目標管理法人の役員若しくは職員であつた者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

(法令等違反行為に関する在職中の求職の規制)

第五十条の五 中期目標管理法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

第五十条の六 中期目標管理法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標管理法人の長にその旨を届け出なければならない。

一 中期目標管理法人役員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者(以下この条において「再就職者」という。)(が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標管理法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(当該中期目標管理法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。))であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標管理法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標管理法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該中期目標管理法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該中期目標管理法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該中期目標管理法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

（中期目標管理法人の長への届出）

第五十条の七 中期目標管理法人役職員（第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、中期目標管理法人の長に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行つた中期目標管理法人役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

（中期目標管理法人の長がとるべき措置等）

第五十条の八 中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該中期目標管理法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 中期目標管理法人の長は、毎年度、第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

（政令への委任）

第五十条の九 第五十条の四から前条までの規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

（職員の給与等）

第五十条の十 中期目標管理法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標管理法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められ

なければならない。

第六十一条から六十三条まで 削除
第六十五条 削除